

第1号議案

『大阪の教育力』向上プラン』の策定について

今後10年間の大阪の教育がめざす方向と5年間の具体的取組みを示す『大阪の教育力』向上プラン』を策定する。

平成21年1月15日

大阪府教育委員会

<参 考>

〔趣 旨〕

大阪の子どもたちの学力をはじめとした様々な教育課題を踏まえ、子どもたちが将来にわたって社会において生きる力を養い、社会を支えていくために必要な力をはぐくんでいけるよう、今後10年間で予想される社会経済情勢の変化を見通した中で、大阪の教育がめざすべき方向について、「大阪の教育力」を高める「3つの目標」と「10の基本方針」「35の重点項目」を取りまとめ、あわせて、今後5年間の具体的取組みを示すもの。

〔策定期日〕

平成21年1月

〔根拠規定〕

大阪府教育委員会事務決裁規則

第3条 委員会が、会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

一～五 (略)

六 教育機関の重要な運営方針に関すること

七～二十三 (略)

(1)『大阪の教育力向上』に向けた緊急対策(H20.10.16)を踏まえた変更

- 「大阪教育ゆめ基金」の文言を挿入【P3：プランの推進にあたって】
昨年12月に設置した「大阪教育ゆめ基金」を本プランの推進のための財源として有効に活用する旨を記載
- 「保護者用の手引きの作成・配付・活用」を追加【P56：基本方針1・重点項目1③】
家庭における学習習慣の定着を図るため、「保護者用の手引き」を全小・中学校の全保護者を対象に配付し、活用する旨を記載
- 「基礎・基本の充実と知識・技能を活用する力の向上」を追加
【P57：基本方針1・重点項目1④】
小・中学生の基礎・基本の充実や知識・技能を活用する力の向上を図るため、反復学習・PISA型学力の向上の取組み、学力向上推進校支援事業の取組み等を記載
- 「教頭経験のない若手教員からの校長への登用」を追加【P126：基本方針5・重点項目17⑥】
機動的・機能的な学校運営を進めるため、教頭経験のない若手教員からの校長への登用を記載
- 「小・中学校に対するチーム支援」の記載の充実【P141：基本方針6・重点項目22】
少年非行、校内暴力等の子どもの「荒れ」など学校が抱える生徒指導上の固有の課題に緊急かつ継続的に支援するため、「小・中学校に対するチーム支援」の記載を充実
- 「学校支援地域本部」の記載の充実【P155：基本方針8・重点項目26①】
地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進するため、学校支援地域本部における「活動例」等を追加記載
- 「携帯電話等の課題に対する総合的な対策」の記載の充実
【P191：基本方針10・重点項目34⑥】
携帯電話依存からの脱却を図るため、小・中学校での携帯電話の校内への持ち込みの原則禁止、府立学校での原則使用禁止等を追加記載

(2)府議会やパブリックコメントなどでの議論を踏まえた変更

- 「政令指定都市や私立学校との連携」を追加【P4：プランの推進にあたって】
政令指定都市との連携の必要性や、私立学校とも十分連携・協力を図り、お互いが切磋琢磨しながら、大阪の教育力の向上を図っていく旨を記載
- 「就学前教育の充実」を追加【P68：基本方針1・重点項目4②】
幼稚園と保育所が子どもの現状把握や課題を共有することの重要性等を記載

※その他、素案策定後の状況の変化、時点修正、用語・表記等の統一等により、修正を行っております。

『大阪の教育力』向上プラン（素案）に対する 府民意見等の募集結果について（案）

○概要

大阪府教育委員会では、『大阪の教育力』向上プラン」を策定するにあたり、平成20年9月12日に素案を公表いたしました。この素案に対する意見を平成20年9月24日から平成20年11月30日に募集し、期間内に538人・団体の方々からご意見をいただきました。

このたび、いただいたご意見につきまして、内容が不明なものを除き、整理の上それぞれに対する大阪府の考え方をお示しさせていただきます。

なお、府民の皆様のご意見・ご提言の他、府議会をはじめ、市町村教育委員会や関係者の方々からのご意見を踏まえまして、『大阪の教育力』向上プラン」を策定するとともに、今後、本プランの推進にあたっての参考とさせていただきます。

○募集期間

平成20年9月24日（水）～平成20年11月30日（日）

○募集方法

郵送・FAX・電子申請

○提出人数及び意見件数等

意見提出人数	538（人・団体）
総意見件数	870（件）
同趣旨の意見を項目別にまとめた集約意見の件数	347（件）

項目	意見件数	
	総意見数 （件）	集約件数 （件）
総論	75	49
基本方針1	107	76
基本方針2	55	48
基本方針3	438	31
基本方針4	28	21
基本方針5	66	39
基本方針6	9	9
基本方針7	9	6
基本方針8	19	17
基本方針9	38	27
基本方針10	15	14
その他	11	10
合計	870	347

※ご意見により修正したもの・・・・・・・・・・・・・17件

ご意見の趣旨が素案に既に盛り込まれていたもの・・87件

○ご意見をいただいて修正したもの（主なもの）

<総論>

- ・「○○力」という用語が随所にあります。が、定義を明らかにするべき。」とのご意見を踏まえ、必要に応じて定義を追加しました。
- ・「自分の意見を伝える力」をはぐくみたい力の一つに入れるべき。」とのご意見を踏まえ、子どもたちにはぐくみたい「力」に「コミュニケーション能力を高め」という文言を追加しました。
- ・「基本方針に、芸術教育に関する方針が欠落している。」とのご意見を踏まえ、子どもたちに育みたい「力」の中に「芸術」に関する記述を追加しました。また、重点項目33の中に子どもたちが文化・芸術に触れる機会を拡大することを盛り込ませていただいております。

<基本方針1>

- ・「少人数・習熟度別指導の全小・中学校での年間授業時間の20%での実施は、平成25年度からではなく、平成23年度からとするべき。」とのご意見を踏まえ、実施年度を23年度とさせていただくとともに、目標を30%としました。
- ・「小学校1・2年生での35人学級編制の継続を明記すべき。」とのご意見を踏まえ、重点項目1「少人数・習熟度別指導の推進」の中に、今後とも、全小学校1・2年生において35人学級編制を実施することを記載しました。

<基本方針2>

- ・「特色づくり・再編整備校への支援方策のスケジュールとしては、平成24年度には「改編状況結果の検討・見直し」及び平成25年度には、「改善の実施」を追加するべき。」とのご意見を踏まえ、社会状況の変化などに伴い生じた課題についての把握と検討を進め、改革の完成年度である平成23年度に課題解決の方向性を提示、実施することをスケジュールに追加しました。
- ・「P70の文言「科学研究施設へのサイエンスツアーの実施」を「科学研究施設や工場、企業へのサイエンスツアーの実施」とするべき。」とのご意見を踏まえ、「科学研究施設等へのサイエンスツアーの実施」と文言修正しました。

<基本方針3>

- ・「支援学級在籍のすべての保護者に指導計画の提示と説明を実施して下さい。」とのご意見を踏まえ、重点項目12中の文言を「幼児児童生徒や保護者の参画のもと、「個別の教育支援計画」の策定・活用を促進する」と修正しました。

<基本方針8>

- ・「子どもの躰や教育は、学校だけでも家庭だけでも無理です。学校・家庭・地域社会の三位一体で育てる必要があると思います。」とのご意見を踏まえ、重点項目26の「子どもたちの生活リズムにむけた取組みの推進」に、「学校・家庭・地域が連携して、子どもたちの生活リズムの確立に向けた取組みを推進する。」という文言を追加しました。

<基本方針9>

- ・「人権に関する知識理解の前に人間についての知識が必要。」とのご意見の趣旨を踏まえ、重点項目30に「自他の尊厳や価値、文化や習慣等の違いを尊重できる効果的な取組みを実践・推進します」という文言を追加しました。

ご意見（要約）と府教育委員会の考え方

注) ◎はご意見により修正したもの

○はご意見の趣旨が素案に既に盛り込まれていたもの

<総論>

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
1	素案そのものの見直しをするべき。	大阪の教育力を高めるためには、施策の方向性と具体的な取組みを取りまとめたものが必要であると考えております。そのため、大阪府学校教育審議会の答申を踏まえるとともに、市町村教育委員会をはじめ、様々なご意見をいただきながら素案をとりまとめたところです。
2	教育力向上プランは机上の空論である。	様々なある教育課題について、子どもたちの学びとはぐくみをしっかりとサポートしていけるよう、現状を踏まえた着実な取組みを進めてまいります。
3 ○	まずは、教育水準低下の根本原因の究明がされるべき。	教育に関する現状及び課題につきましては、基本方針ごとに様々な角度からの分析を行い、とりまとめさせていただいております。
4	「教育改革プログラム」の評価について総括した上でプランの策定をおこなうべき。	「教育改革プログラム」の取組み状況や各分野における課題等については、「大阪府学校教育審議会」への資料として示し、これらを踏まえて審議を行っていただきました。平成20年7月1日の答申「これからの大阪の教育がめざす方向について」をご参考いただきますようお願いいたします。
5	子どもに競争を強いるべきでない。	子どもたちが互いに認め合いながら切磋琢磨して高めあうことは、子どもたちの成長にあたって重要であると考えています。
6	いたずらに数値目標だけが重視されるような競争原理をもちこんだ施策をあらためられますように要望します。	施策を着実にすすめる上で、数値目標は重要であり、府教育委員会として目指すべき目標を掲げております。数値だけが重視されることのないよう、実態をともなった取組みをすすめてまいります。
7 ○	行政は教育環境の充実につとめるべき。	ご意見の趣旨は、重点項目8、24、25の中に盛り込ませていただいております。教育環境の充実は教育行政の重要な責務であります。今後とも、大阪の教育力の向上に向け、教育環境の充実を努めてまいります。
8	行政は教育内容への介入はやめるべき。	学力をはじめとして大阪の子どもたちの力をしっかりとはぐくんでいくため、10年間の大阪の教育がめざす方向性と5年間の具体的な取組みを示した本プランを策定いたしました。今後、取組みをしっかりと進めていくことで、大阪の教育力の向上に努めてまいります。
9 ◎	「〇〇力」という用語が随所にありますが、定義を明らかにするべき。	必要に応じて定義を追加させていただきました。「教育力」につきましては、「プランの策定趣旨」の中かに記載させていただきました。「学校力」につきましては、IV「3つの目標」「10の基本方針」「35の重点項目」の目標1の中に示させていただいております。
10 ◎	このプラン実現のための財政的裏づけがあるのか疑問。	本プランにつきましては、毎年度の予算審議を踏まえ事業推進を図ってまいります。また、平成20年12月に策定した「大阪教育ゆめ基金」や府立高校の授業料を財源とすることを盛り込ませていただきました。

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
11	「大阪府」「各市町村」「各学校」に分けて、責任と権限と資源(人、金、モノ、情報、その他)を明示してください。	本プランは、府教育委員会の役割を中心に市町村教育委員会及び各学校において取り組んでいただきたいことを記載しております。個別事業の実施にあたっては、それぞれの役割分担を明確にしながら進めてまいります。
12	全体の構成であるが素案にあるような数字による昇順的項目番号はどうかと思う。優先順位があるように見える。	項目の番号は優先順位を示すものではありません。全体の構成を分かりやすくするため、数字をつけさせていただいております。
13	現場教員や府民の共感を呼ぶような内容とするべき。そうすれば府民が主体となつての行動が期待できるのではないだろうか。	大阪の教育力を向上させていくためには、現場の教員をはじめとした学校はもとより、家庭や地域、関係機関などのご協力が必要であると考えております。今後、取組みを進めるにあたっては、より多くの府民の方にご協力いただけるよう努めてまいります。
14	丁寧語を使うべき。教育、保護者、社会人みんなの方針なので、教委が対象者に向かって、一方的に〇〇します、という言い方はおかしい。	本プランは、大阪府教育委員会として、今後の方向性と具体的取組みを示させていただくものであり、出来る限り分かりやすい文言を使うよう心がけて作成いたしました。
15	タイトルの「大阪の教育力」の「力」は削除するべき。	本プランの推進にあたっては、学校や行政だけでなく、社会全体で教育に取り組む必要があると考えているため、大阪の教育の力を高めるとい趣旨から「大阪の教育力」向上プランとさせていただきます。
16	P1の文言「社会経済情勢を見通した中で」は削除するべき。	「10年後に予想される社会変化」を踏まえたプラントしているため、左記表現を使用しております。
17	P1の文言「生きる力を養い、社会を支えて」を「労働し生活して」とするべき。	公教育の役割は、子どもたちに生きる力を養い、社会を支えていくために必要な力をはぐくんでいくことであると考えているため、このような表現とさせていただきます。
18	P1の文言「必要な力をはぐくんでいけるよう」を「必要な力を養いはぐくんでいけるよう」とするべき。	「養い」とい趣旨は、「はぐくんでいけるよう」の文言の中に含まれていると考えております。
19 ◎	府民に対して説明責任を果たす観点から、毎年度、フォローアップを実施、分かりやすく情報公開してほしい。	「大阪の教育力」向上プランの具体化に向けて、着実に取組みを進めていくとともに、その取組み状況につきましては、できる限り分かりやすい形で公表してまいります。 ご意見を踏まえて、計画の進捗状況を大阪府学校教育審議会へ報告することや、府民の皆様にはわかりやすくお示しすることを記載させていただきました。
20 ○	P1の文言「毎年の予算審議を踏まえ」を「毎年の状況」とするべき。	ご意見の趣旨は、次の段落の「変化する社会情勢に的確に対応するため、必要に応じて、適宜、取組みの見直しを行っていきます。」の部分に盛り込ませていただいております。
21	P1の文言「社会情勢に的確に対応する」を「社会情勢に的確にも対応する」とするべき。	ご意見は、原文と同趣旨のものであると考えております。
22	予想される社会変化の記述に事実と予想が混在している。特に「多文化と共生する姿勢」「持続可能な循環型社会」などは現時点でも認識されるべき事柄である。	今後10年の大阪の教育が目指す方向性を示すためにも、できる限り客観的な事実にもとづき、10年後に予想される社会変化を記載させていただいております。お示しの「多文化と共生する姿勢」「持続可能な循環型社会」などについては、現在でも重要なことであると考えております。
23	P5の(1)~(5)は「1. 今後の社会変化」とするべき。	「大阪の教育力」向上プランの計画期間は平成21年度から平成30年度の10年間であるところから「10年後に予想される社会変化」とさせていただきます。

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
24 ○	P5の(1)に「人口の少子化傾向の中にあつて、高齢者が多い社会の経済を支えていく人間の養成が必要不可欠となります。」を追加すべき。	ご意見の趣旨は経済を支える働き手の観点からI10年後に予想される社会変化の(4)に記載させていただいております。
25	P5の(3)の文言「日本や大阪の持つ歴史・伝統についての知識や」を削除すべき。	国際化、経済のグローバル化の進展等に対応するためには、日本や大阪の持つ歴史・伝統についての知識が必要となると考えております。
26 ○	P5の(3)に「また、エネルギーの確保の問題も今後更に深刻化することが予想される。そのため、これからの子どもたちには一層広い知識と教養も必要になります。」を追加すべき。	ご意見の趣旨は、同項目の環境問題に関する言及の中に含まれております。また、子どもたちに必要な力につきましては、I10年後に予想される社会変化などを踏まえてII子どもたちにはぐくみたい「力」にまとめさせていただいております。
27	P5の(3)の文言「同時に、安易に携帯メール等を」以下を削除すべき。	インターネットや携帯電話等の通信手段が発達した現代においては、人と人の直接的な会話がより重要となると考えており、このような記載させていただいております。
28	P5の(4)の文言「非正規雇用が増大することも予想されます。」を「非正規雇用が増大し、若者にとって非常に厳しい雇用環境になっています。」とするべき。	本項目は「予想される社会変化」であるところから、将来について言及しておりますが、現在の社会情勢を踏まえて修正を加えさせていただきました。
29 ○	P5の(4)に「したがって子どもたちには、社会において働き生活していける最低限でも必要な学力を身に付けさせることが重要になります。」を追加すべき。	I10年後に予想される社会変化などを踏まえてII子どもたちにはぐくみたい「力」にまとめさせていただいております。
30	P5の項目名「I10年後に予想される社会変化」を「I今後10年間に予想される社会の変化及び教育課題とその原因」とするべき。	この項では、予想される社会変化について述べています。教育課題については基本方針ごとに整理しております。
31	「生命と人権の尊重」の項目を一番先に述べるべきである。	項目の順番は優先順位を表すものではありません。
32 ◎	「自分の意見を伝える力」をはぐくみたい力の一つに入れるべき。	II子どもたちにはぐくみたい「力」に「コミュニケーション能力を高め」という文言を追加しました。
33	目次の項目名「II大阪の子どもたちにはぐくみたい「力」」を「II大阪の子どもたちをはぐくむ「力」」とするべき。	この項目は、府教育委員会として大阪の子どもたちにはぐくみたい「力」について述べています。
34	P6の文言「基礎的・基本的な知識・技能」を「生活と労働に必要な基礎的・基本的な知識・技能」とするべき。	「生活と労働に必要な基礎的・基本的な知識・技能」は「基礎的・基本的な知識・技能」の中に含まれていると考えております。
35	P6の文言「社会の形成者」を「社会を生活していく者」とするべき。	「社会を創っていく態度」という力であることを鑑み、「社会の形成者」という表現が適切と考えます。
36	P6の文言「責任感を養い」を「知識を養い」とするべき。	「社会を創っていく態度」という力であることを鑑み、「責任感を養い」という表現が適切と考えます。
37	P6の文言「生命と人権の尊重」を「生命と人間の尊重」とするべき。	人権の尊重の中には、人間の尊重の趣旨も含まれていると考えております。
38	P6の文言「国際社会の」を「日本と国際社会の」とするべき。	「国際社会」には日本も含まれると考えております。
39 ◎	P6の文言「自然や美への感性を磨き、文化に親しみ、芸術を愛好する心情をはぐくみ、自然を尊重する精神や環境を大切に」する態度をはぐくむ」に変更すべき。	ご意見の趣旨を踏まえ、子どもたちに育みたい「力」の中に「芸術」に関する記述を盛り込みました。また、重点項目33の中に子どもたちが文化・芸術に触れる機会を拡大することを盛り込ませていただいております。

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
40 ◎	基本方針に、芸術教育に関する方針が欠落している。	ご意見の趣旨を踏まえ、子どもたちに育みたい「力」の中に「芸術」に関する記述を盛り込みました。また、重点項目33の中に子どもたちが文化・芸術に触れる機会を拡大することを盛り込ませていただいております。
41	P7の文言「公立学校教育」を「学校教育」とするべき。	本プランは、公立学校教育におけるすべての子どもたちの「学び」と「はぐくみ」を保障し、それぞれの力を伸ばすことをねらいとしており、その実現に向け、学校・家庭・地域が一体となった取組みを進めていくこととしております。
42	P7の文言「学び」と「はぐくみ」を「学び」とするべき。	「学び」は、「基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、学ぶ姿勢や学習習慣を身に付けさせ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動する力」などを、「はぐくみ」は、「生涯にわたって心身の健康を保ち、たくましく生きるため、基本的な生活習慣や規範意識等を身に付けるとともに、社会の形成者としてよりよい社会を創っていく態度」を養うことなどをねらいとしており、双方があいまって子どもの育ちに大切なものです。
43	P7の文言「力を伸ばすことです。」を「力を伸ばすことによって、将来社会人となったときにも生活していくことができるようにすること。」とするべき。	大阪の子どもたちにはぐくみたい7つの力の中で「社会の形成者としての自覚や忍耐力・責任感を養い、公共のルールやマナーを守るなど、規範意識を身に付けさせるとともに、互いに助け合い、よりよい社会を創っていく態度をはぐくむ。」としており、ご意見の趣旨が反映されているものと考えます。
44	3つの理念は 1. 人格の養育 2. 教養の養育 3. 学力の養育とするべき。	「大阪の教育力」を高め、すべての子どもたちの「学び」と「はぐくみ」を保障していくため、「地域に根ざす」「違いを認め合うとともに、子ども一人ひとりの力を伸ばす」「前向きに生きる姿勢をはぐくむ」の「3つの理念」を掲げております。ご意見の趣旨については、大阪の子どもたちにはぐくみたい7つの力の中で反映されているものと考えます。
45	P10の文言「目標1「学校力」を高める」を「目標1「教育力・学力」を高める」とするべき。	「大阪の教育力」を高め、学力をはじめとした大阪の子どもたちの力をしっかりとはぐくんでいくためには、「教育の拠点学校である」という観点から、小・中学校や高校、支援学校など、それぞれの校種の学校において教育内容の充実を図るとともに、教員の力を最大限に引き出しながら、組織力を向上させ、学校のもつ総合的な力である「学校力」を高めていくことが重要であると考えます。
46	「目的思考の習慣化」を基本方針の1つに掲げてほしい。	基本方針1は、小・中学校での教育を通じ、子どもたち一人ひとりが自立しつつ多くの人々とともに、社会で生きていく力の基礎、とりわけ学力をはぐくむとしており、ご意見の趣旨は含まれているものと考えます。
47	今の大阪の教育が目指す目標は「信頼される公教育を目指して」の一つで良い。	本プランでは公立学校教育への信頼の確立に向けて「大阪の教育力」を高め、学力をはじめとした大阪の子どもたちの力をしっかりとはぐくんでいくために、「『学校力』を高める」「学校・家庭・地域をつなぐ」「子どもたちの志や夢をはぐくむ」の3つの目標を位置づけているところです。本プランは、その目標を踏まえて「10の基本方針」と「35の重点項目」の実現に向けて取り組むこととしております。
48	某高校をよくする提案をまとめたので参考にしてほしい。	ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とさせていただきます。

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
49 ○	公教育を受けるのに、どれだけのお金がかかっているのかを児童生徒に発信していくべき。	行政サービスに係る財政状況について、情報を開示していくことは大事なことでありと認識しております。 学校教育活動におきましても、投入されている費用等を明らかにしていくことは、府民の理解を得て学校教育の充実を図っていく上で、効果があるものと考えます。 今後、重点項目21の「チーム支援」の取組みの中で、府民に対し、教育に係るコストなどの積極的な情報開示に努めるよう、その導入の方法について検討してまいりたいと考えます。

<基本方針1>

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
50	「学力」の定義が分からない。学科の成績だけでなく、人間としてまると受け入れて欲しい。	小・中学校の学力の定義は、学校教育法第30条2項において、「基礎的な知識及び技能の習得と、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力及び主体的に学習に取り組む態度」とされています。また、教育基本法にも示されていますように、教育の目的は「人格の完成」であり、教科の成績のみならず、子どもの全人格をはぐくむよう努めてまいります。
51 ◎	数字に表されることのない「学力」を育んでいただきたいと切に望む。	ご意見のように、思考力・判断力・表現力等ははぐくむための「体験から感じ取ったことを言葉や歌、絵、身体などを用いて表現する力」や「互いの考えを伝えあい、自らの考えや集団の考えを発展させる力」など数字に表されることのない「学力」も重要であると考えております。 ご意見の趣旨を踏まえ、Ⅱ大阪の子どもたちにはぐくみたい「力」の「基礎・基本を活用する力、学ぶ意欲」に思考力、判断力、表現力という文言を加えました。
52 ◎	「学び」や「学力」そして「教育力」が向上することとはどういうことかを定義すべきである。	「学び」の中で、「学力」も養われるものであると考えております。「教育力」の定義については、「プランの策定趣旨」に記載させていただきました。
53 ○	「学校力」とは何なのか明確に示すべき。	「学校力」については、Ⅳ「3つの目標」「10の基本方針」「35の重点項目」の目標1「学校力」を高めるに記載の「学校のもつ総合的な力」のことと示しております。
54 ○	学力よりも人間としての常識度の向上が必要。	学力とともに、社会のルールやマナーを守ることは大切であると考えており、子どもたちのこころをはぐくむ取組みを推進してまいります。 ご意見の趣旨は、重点項目34の中に盛り込ませていただいております。
55	目標として「全国平均回答率を上回る」ことを掲げることがおかしい。	大阪の子どもたちの学力をはかる上で、一つの目安として「全国平均回答率」をあげさせていただいております。
56 ○	テストより大切なものに時間とお金を使ってほしい。公立の学校、地域の学校に通わせるのは伸び伸びと育てて欲しいからです。	ご意見の趣旨は、Ⅱ大阪の子どもたちにはぐくみたい「力」の中に盛り込ませていただいております。 学力はもちろんのこと、同年齢や異年齢の子どもたちの集団生活の体験をとおして、子どもたちに豊かな心をはぐくみ、責任を持って行動できる大人に育つよう、学校はもちろんのこと家庭や地域の協力もいただいて、取組みを進めてまいります。

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
57 ○	「できない子のほったらかし」は、今後、絶対やめていただきたい。	課題のある児童生徒にも十分に配慮した取組を進めてまいります。 ご意見の趣旨は、重点項目1、2の中に盛り込ませていただいております。
58	家庭学習 30 分以下「0」をめざすとあるのは、子どもたちの家庭状況を無視したものであると思います。	子どもたちの置かれている家庭状況は様々であると考えております。そのため、重点項目2の「放課後学習の推進」等により、子どもたちの学習習慣の定着を図ってまいります。
59	通常の勉強と受験勉強は別物。子どもには受験の厳しさをおしえるべき。	ご意見については、個々の子どもの状況を考慮する必要があると考えております。
60 ○	低学年での習熟度別授業に反対です。	重点項目1の「少人数学級編制と少人数・習熟度別指導の推進」にお示ししているとおり、学校生活の基礎を築く重要な時期にある小学校1・2年生において、基本的な学習習慣や生活習慣を身につけるため、35人を基準とした少人数学級編制によるきめ細やかな指導を行ってまいります。また、小学校3年生から中学校3年生までは、児童・生徒の「確かな学力」を育むため、児童・生徒の習熟の度合いに応じたきめ細かな指導を推進しているところです。習熟度別授業で子どもたちを選別するものではなく、一人ひとりの子どもたちを大切にしたい取組みを推進してまいります。
61	少人数・習熟度別指導の実施教科は、中学校においては国語・数学・理科・英語とするべき。	習熟度別指導は、児童・生徒の「確かな学力」を育むため、児童・生徒の習熟の度合いに応じたきめ細かな指導を行うことを目的としております。なお、小学校では3年生以上、国語・算数の2教科、中学校では全学年、国語・数学・英語の3教科を中心に習熟度別指導を推進しているところです。
62	少人数・習熟度別指導の実施にあたっては、習熟度別指導要領を作成するべき。	少人数・習熟度別指導は、児童・生徒の「確かな学力」を育むための指導方法の一つとして、児童・生徒の習熟の度合いに応じて学習指導要領に基づき推進しているところです。実施にあたりましては趣旨やその指導方法等につきまして実施要領に定めております。
63 ◎	少人数・習熟度別指導の全小・中学校での年間授業時間の 20%での実施は、平成 25 年度からではなく、平成 23 年度からとするべき。	小学校3年生から中学校3年生までは、児童・生徒の「確かな学力」を育むため、児童・生徒の習熟の度合いに応じたきめ細かな指導を推進しているところです。実施年度を平成23年度とさせていただくとともに、年間授業時間の20%としておりましたが、目標を30%と修正いたしました。
64 ◎	小学校1・2年生での35人学級編制の継続を明記すべき。	学校生活の基礎を築く重要な時期である小学校1・2年生において、学級編制基準を段階的に引き下げ、平成19年度から、府内全校で1・2年生ともに35人を基準とした少人数学級編制となっています。今後とも、全小学校1・2年生における35人学級編制を実施することを重点項目1「少人数・習熟度別指導の推進」に記載させていただきます。
65	小学校全学年に35人学級を導入すべき。	学校生活の基礎を築く重要な時期にある小学校1・2年生において、基本的な学習習慣や生活習慣を身につけるため、35人を基準とした少人数学級編制を実施しています。また、小学校3年生から中学校3年生までは、児童・生徒の「確かな学力」をはぐくむため、児童・生徒の習熟の度合いに応じたきめ細かな指導を推進しているところです。

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
66	中学校全学年でも35人学級を希望する。	学校生活の基礎を築く重要な時期にある小学校1・2年生において、基本的な学習習慣や生活習慣を身につけるため、35人を基準とした少人数学級編制を実施しています。中学校では、全学年で生徒の「確かな学力」をはぐくむため、生徒の習熟の度合いに応じたきめ細かな指導を推進しているところです。
67	「30人以下学級の実現」を明記すること。	学校生活の基礎を築く重要な時期にある小学校1・2年生において、基本的な学習習慣や生活習慣を身につけるため、35人を基準とした少人数学級編制を実施しています。また、小学校3年生から中学校3年生までは、児童・生徒の「確かな学力」をはぐくむため、児童・生徒の習熟の度合いに応じたきめ細かな指導を推進しているところです。
68	習熟度別学習よりも少人数学級を実施するべき。	学校生活の基礎を築く重要な時期にある小学校1・2年生において、基本的な学習習慣や生活習慣を身につけるため、35人を基準とした少人数学級編制によるきめ細やかな指導を行ってきたところです。また、小学校3年生から中学校3年生までは、児童・生徒の「確かな学力」を育むため、児童・生徒の習熟の度合いに応じたきめ細かな指導を推進しているところです。
69	少人数、習熟度別学習など個に応じた指導方法の工夫改善を図るために、人員と学校や学年の独自の学習方法がなされよう願っています。	少人数、習熟度別学習の実施にあたっては、実効性あるものとするため、子どもたちの実態に応じた指導方法となるよう工夫改善を図ってまいります。
70	小規模校のほうが、教育が行き届く。これ以上統廃合、多様化をするべきではない。	学校の小規模化は、人間関係を密接に保つことができるというメリットが指摘される反面、仲間関係が固定化されやすいなどの課題も指摘されており、学校教育活動の活性化や学習環境の整備という観点から、地域の実情に応じた学校規模の適正化が求められています。 小・中学校の設置・廃止につきましては、市町村の権限に属する事項ではありますが、教育効果や学校活性化の観点から、地域の実情や多方面からの意見を十分踏まえて検討するよう指導してまいります。
71 ○	学校規模の適正化を明確にする必要があると思う。	平成10年度の大阪府学校教育審議会答申において、小学校においては少なくとも1学年各2学級、中学校においては1学年各4学級程度の規模が望ましいとされています。学校の小規模化は、人間関係を密接に保つことができるというメリットが指摘される反面、仲間関係が固定化されやすいなどの課題も指摘されており、学校教育活動の活性化や学習環境の整備という観点から、地域の実情に応じた学校規模の適正化が必要です。 今後、重点項目3の「小・中学校の適正規模、適正配置の推進」に示しているとおり、府としての適正規模、適正配置の考え方を整理するとともに、市町村への支援方策を検討してまいります。

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
72	小規模校だけではなく、大規模校への対策も必要。	公立小・中学校の学校規模の適正化につきましては、市町村の権限に属する事項ではありますが、教育効果や学校活性化の観点から、地域の実情や多方面からの意見を十分踏まえて検討するよう指導しております。 今後、重点項目3の「小・中学校の適正規模、適正配置の推進」に示しているとおおり、府としての適正規模、適正配置の考え方を整理するとともに、市町村への支援方策を検討してまいります。
73	校区編成時に、部落差別事象が起こらないようにしたい。	就学校の指定につきましては、市町村教育委員会の責任と権限により判断されるものですが、その際、特定の学校を忌避することや教育の機会均等が損なわれることのないよう指導しているところです。
74	隣の市町村の小学校や中学校に生徒が通えるようにしたい。	就学校の指定につきましては、市町村教育委員会の責任と権限により判断されるものですが、現状の通学区域制度を前提に、子どもの学習権を保障する観点から、いじめ等の理由により指定された通学区域外の学校に通学させたいという希望が保護者からあった場合は、その理由を十分に検討し、必要に応じて指定校の変更を行うなど、弾力的な対応を行うよう求めているところです。
75 ○	校種間の連携の強化を行う前に、各校種で起こっている課題にそれぞれで的確に対応すべき。	ご意見の趣旨につきましては、重点項目34の中に、盛り込まれております。
76 ○	「暴力行為・不登校が、中学入学後増えている」問題が、“校種間の連携”で対応できるか疑問。	暴力行為や不登校は中学校1年生において急増しており、その要因の一つとしては、学級担任制から教科担任制に変わるなど学校生活の変化によるものとされております。小学校と中学校が連携することにより、その段差を低くすることにより、未然防止につながると考えております。取組みにつきましては、重点項目34の中に盛り込ませていただいております。
77	幼稚園と小学校の連携が必要。小学校の近くに公立幼稚園があれば理想だと思う。	就学前教育の充実を図る観点からも、幼稚園と小学校との連携は重要であると考えております。幼稚園、小学校の立地につきましては、設置者である市町村教育委員会が地域の実情等を鑑みて決定するものであると考えております。
78	全国学力・学習状況調査の結果にこだわるべきではない。	全国学力・学習状況調査の結果は、大阪の子どもたちがおかれている状況の厳しさを示しているものと考えております。学力や生活習慣等の課題は深刻であり、プランでお示した様々な方針や取組みにより、子どもたちの生きる力をはぐくんでまいりたいと考えております。
79	全国学テの結果公表で競争を煽るのでは豊かな心は育たない。	全国学力・学習状況調査の結果につきましては、地域住民や保護者に対して、子どもたちの課題を明らかにし、その改善に向けて、ご理解とご協力を得ることが重要であるとの認識のもと、全国学力・学習状況調査に関する実施要領にもとづき、各市町村において結果を公表するよう、要請したところです。今後とも、府民の皆様のご理解やご協力のもと大阪の子どもたちの学力の向上に取り組んでいきます。

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
80	学力実態調査で「無回答率」が高かった分析を明らかにして欲しい。	「無回答率」の高さには、様々な要因があると考えておりますが、調査の解答状況からは、文章での解答をもとめられる「記述式」の問題において、「無回答率」が高くなる傾向がみられます。 大学研究者からは、無回答には、大きく分けて「わかっているが表現方法がわからない」「わかっているから答えられない」「関心・意欲がない」の三つの分類ができるとの助言を得ています。 個々の児童生徒が、どの状況にあるかは、各学校において分析されているところです。
81	テストの結果を基本に点数を上げるだけのプランには反対。	本プランは、子どもたちが将来にわたって社会において生きる力を養い、社会に必要な力をはぐくんでいくために策定するものです。学力はそれに必要な重要な力であると考えております。
82	全国学テには参加するべきでない。	「全国学力・学習状況調査」における参加主体は市町村であることから、参加につきましては、各市町村教育委員会が判断するものと考えております。
83	学力テストの結果を市町村ごとに公表することは、「どこにどんな問題点があるのかを認識するもの」であって、公表が格差を招くという反論は全く論点が異なる。要は生徒達のどこが強いのか弱いのかを認識する事によって次の対策が立てられる。	実施要領では、全国学力・学習状況調査の目的の一つとして、「各教育委員会、学校等が、全国的な状況との関係において自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握」することが定められています。 その意味で調査結果の公表は、「どこに課題があって、今後、どのように取組めば良いか」を見つけるためものというご指摘はそのとおりと考えています。 今後とも、国の実施要領に則り、調査結果の活用に取り組んでまいります。
84 ○	小学3年生までの間に文章に慣れ親しむ機会をつくるべき。	ご意見の趣旨は、重点項目31に盛り込ませていただいております。今後とも、学校での一斉読書の取組などを通して、読書活動の充実を図ってまいります。
85 ◎	毎日10分、小中学校で、漢字や計算など基礎的な訓練を行うべき。	重点項目1の「基礎・基本の充実と知識・技能を活用するための力の向上」の中で、反復学習の取組を記載させていただきました。
86	知りたいという意欲をはぐくむために、授業の中できっかけになるような話しをできるだけ多くしてあげるべき。	子どもたちの学習に対する興味・関心や意欲を高めるために、教員研修等をとおして教員の授業力の向上を図り、授業改善に取り組んでまいります。
87	指導要領の枠を超えた実学的な授業を行うための教員向けガイドブックを作成し、研修を行うべき。	子どもたちに基礎基本の知識・技能の習得を図るとともに、これらを活用して思考力、判断力、表現力や自ら学ぶ意欲・態度などの学ぶ力をはぐくむことをとおして、実生活の様々な場面で直面する課題に対応する力であるPISA型学力の向上を図るために、教員研修等をとおして教員の授業力の向上に努めてまいります。
88	モデル授業・単元別テスト・ワークブックの府教委作成、「府学力テスト」の毎年実施は、子どもたちの人格の発達をゆがめ、教育の営みを破壊する。	モデル授業・単元別テスト・ワークブック・府学力テスト等は、学校における学力向上 PDCA サイクルの確立のために教材例としてお示しているものです。 教員の授業力の向上、子どもの学ぶ力・学習意欲の向上のために、有効に活用していただくために、その普及に取り組んでまいります。
89	モデルを見せるだけでは教員の授業力は向上しない。教員自身の実力と学力がないと向上しない。	教員は日々の授業実践の中で、その力を伸ばしていきます。これからの子どもたちに求められる学力を育むための授業方法を「モデル授業」という形で紹介することは有効と考えています。 今後、「モデル授業」を使った効果的な研修方法や「授業評価システム」を使った効果的な授業改善方策を検討し、その普及に取り組んでまいります。

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
90	モデル授業の開発は、小1～小6は、国・算・理、中1～中3は、国・数・理・社・英とするべき。	<p>教員の授業力の向上のためには、できる限り多くのモデル授業を提供することが望ましいと認識しております。</p> <p>教科としては、全ての教科・領域の学習内容を理解する基礎となる国語科、論理的な思考をはぐくむ算数や数学科、国際化に対応する力の基礎となる英語科に限定しておりますが、今後22年度までの3年間で、出来る限り幅広い学年分のモデル授業を提供する予定です。</p>
91	単元別テストの開発は、小1～小6は、国・算・理、中1～中3は、国・数・理・社・英とするべき。	<p>児童生徒の日頃の授業における到達度の把握に向けては、できる限り多くの単元別テストを提供することが望ましいと認識しております。</p> <p>今回は、全ての教科・領域の学習内容を理解する基礎となる国語科、論理的な思考をはぐくむ算数や数学科、国際化に対応する力の基礎となる英語科に限定しておりますが、学年としては、小学校1年生から中学校3年生までの全学年分を配信しております。</p>
92	つまずきの発見のための補習授業は、1時間当たり30分程度として、放課後を活用して担当教員が行うべき。	<p>本年度から、放課後学習を支援する「おおさか・まなび舎事業」を実施しており、今後、事業の拡充を図ってまいります。</p>
93	ワークブックの開発は、小1～小6は、国・算・理、中1～中3は、国・数・理・社・英とするべき。	<p>児童生徒の自学自習力の育成に向けては、できる限り多くの教材を提供することが望ましいと認識しております。</p> <p>今回は、全ての教科・領域の学習内容を理解する基礎となる国語科、論理的な思考をはぐくむ算数や数学科、国際化に対応する力の基礎となる英語科により、小学校は2教科、中学校は3教科に限定しておりますが、学年としては、小学校1年生から中学校3年生までの全学年分を配信しております。</p>
94	大阪府学力テストは、中学校は国語・数学・理科・社会・英語で実施するべき。	<p>児童生徒の学力や学習状況についての的確に把握するためには、できる限り多くの教科の到達度状況を、多角的、総合的にとらえることが重要であると認識しております。</p> <p>今回は、全ての教科・領域の学習内容を理解する基礎となる国語科、論理的な思考をはぐくむ算数や数学科、国際化に対応する力の基礎となる英語科により、小学校は2教科、中学校は3教科に限定して実施することとしております。</p>
95	市販の教材を最大限活用していただきたい。家庭学習習慣を定着するほうに力を入れるべき。	<p>家庭学習習慣の定着は重要な課題であると考えております。府教育委員会では児童生徒向けのワークブックを開発し、放課後学習や家庭学習で活用すること等により、家庭学習習慣の定着を図ってまいります。</p>
96	家庭学習の時間や内容の目安を示すべき。	<p>家庭学習の時間や内容については、個々の子どもの状況は勿論のこと、各学校や家庭の状況によって異なりますが、家庭学習を支援するための「児童生徒用のワークブック」のウェブ上での配信や、「家庭学習の手引き」のリーフレットを発行し、府内の小中学生のすべての保護者に家庭学習についての府教育委員会の考え方を示しております。</p>
97 ○	自学自習力向上のため放課後にもっと予算をかけ充分検討して欲しいと思います。	<p>重点項目1の「自学自習力、家庭学習習慣の定着」に示しているとおり、自学自習力の向上は重要な課題であると考えております。そのため、「おおさか・まなび舎事業」等により放課後学習を推進することで、子どもたちに学習習慣を定着させるとともに、学ぶ意欲の向上を図ってまいります。</p>

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
98 ○	「放課後学習」については、意欲はあるが塾には行けない子どもを対象にすべき。	ご意見の趣旨は、重点項目2の「放課後学習の推進」の中に盛り込ませていただいております。
99 ○	放課後学習指導は具体的には誰が担うのか明らかにしたい。	重点項目2の「放課後学習の推進」の注に記載のとおり、放課後学習指導は、教員、地域や学生ボランティアなどが行うこととなっておりますが、学校や地域の状況によりその構成は異なるものと考えております。
100	心身共に健全な子どもの育成からみても放課後の自習はマイナスだと考えられる。	子どもの学びの意欲に応えるため、放課後に無償で参加できる学習機会を提供することは、子どもの自学自習力の向上のために有効であると考えております。
101 ○	授業の質を向上させるために、教員がもっと授業の準備をする時間を確保すべき。	重点項目23の「教職員の業務負担の軽減」に示しているとおり、教員が子どもと向き合う時間を確保するため、「教職員の業務負担軽減に関するプロジェクトチーム」を設置し、各種通知・調査の精選や学校運営改善に関する事業を実施しており、今後とも、学校における業務見直しや効果的な施策の検討を行ってまいります。
102 ○	高齢者に授業のアシスタントをしてもらってはどうか。	高齢者など地域の方に学校を支援していただくことは大阪の教育力を高めるために重要なことであると考えています。そのため、放課後学習の支援や学校支援地域本部の活動等を通じて出来る限り多くの方に支援をいただきたいと考えております。
103 ○	学校協議会やPTA、その他当該校、校区内の関係諸団体への情報提供を行うことが、学校と地域の協働につながる礎となる。	ご意見の趣旨は、重点項目26の中に盛り込ませていただいております。
104	中学校は現行の「担任持ち上がり」制度を改革して、3年間同じ学年を持たせるべき。	担任等については、学校がそれぞれの状況に応じて適切に判断されていると考えておりますが、ご意見の趣旨については、今後の取組みの参考とさせていただきます。
105	小学校においては、5・6年の教科担任制を導入すべき。	各学校においては、高学年の教科担任制も含めて、指導方法や指導体制の工夫改善に取り組んでいるところです。ご意見の趣旨については、今後の取組みの参考とさせていただきます。
106	特別嘱託員をもっと有効活用すべき。	特別嘱託員や若年特別嘱託員は、教科指導の授業をもつほか、初任者への指導や支援学級における障がいのある児童・生徒への対応、通常学級における発達障がいなど支援が必要な児童・生徒への個別指導、また、不登校の児童・生徒に登校を促すなどの適応指導の対応を担当するなど、各校の実情に応じた活用を行っております。
107	クラス崩壊している教室に監視し、注意すべき。	学級崩壊等、課題の多い学校につきましては、重点項目22に記載のとおり、専門家等外部人材、指導主事等を学校に派遣し、学校の支援を行ってまいります。
108 ○	授業力でまず必要なことは、「授業中に生徒全員が黙って座っていること」であると思う。	ご意見の趣旨については、基本方針1の中に盛り込ませていただいております。 授業規律の確立については、教職員の指導力の向上を図るとともに、指導体制の充実や家庭・地域との連携など、効果的な指導に努めるよう、市町村教育委員会を通じて各学校に指導していただいております。

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
109	公立幼稚園にも通学バスを走らせてほしい。	公立幼稚園は、市町村教育委員会が設置し、運営しております。通学バスの運行につきましても、市町村教育委員会が地域の実情に応じて適切に判断されるものと考えております。
110	P10 の文言「公立小・中学校で子どもたちの学力を最大限に伸ばします。」を「小・中学校のすべての児童生徒の学力を向上させます。」とするべき。	本プランは公立学校教育を中心に大阪の教育力を高めることを目的に策定しているため、このような表現をさせていただきました。
111 ○	P11 に「豊富な学習教材の提供」という項目を加えるべき。	ご意見の趣旨は、重点項目1「学力向上方策」の中に盛り込ませていただいております。自学自習力の育成、家庭学習習慣の定着に向けてワークブックを開発し提供してまいります。
112	P12 の文言「互いに切磋琢磨する機会が少なくなり、」は削除するべき。	子どもの成長にとって、集団の中で切磋琢磨することは重要であると認識しており、学校の小規模化は、子どもたちの切磋琢磨の機会の減少につながると考えております。
113	P13 の文言「つまずきの早期発見をする」とともに」を「つまずきの早期発見をし、補習授業を施す等するとともに」とするべき。	ご意見の趣旨は、重点項目1の「つまずきの発見」の中に盛り込ませていただいております。
114	P51 の文言「基礎基本の知識・技能の習得と思考力、判断力表現力や自ら学ぶ意欲・態度など、学ぶ力を育成し、」を「基礎基本の知識の習得と思考力や自ら学ぶ意欲・態度を育成し、」とするべき。	学校教育法の第30条に規定された「基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度」をもとに作成させていただきました。
115	P51 の文言「自学自習力等の向上をめざすとともに、家庭の協力を得て」を「自学等の向上をめざすとともに、家庭の協力も得て」とするべき。	自学自習力という言葉は、H17年度からの事業「自学自習力育成サポート事業」の中で使用しており、すでに認知を得ているものと考えております。
116	P51 の文言「授業力の向上」を「教員の学力、授業力の向上」とするべき。	教員に必要な「学力」とは、ここでいう「授業力」に含まれるものと考えております。
117	P51 の文言「つまずきの発見」を「つまずきの発見と補習の実施」とするべき。	「つまずきの発見」とは、学校における様々な教育活動の中でなされるべきものであり、また、その「つまずきの改善」も様々な教育活動の中で取組まれるものと考えております。「補習の実施」も、その取組みの一つではありますが、それ以外の教育活動も広く含まれるため、このような表現とさせていただきます。
118	P52 の文言「研修会等による普及」を「研修会、各校職員会議等による普及」とするべき。	本プランは大阪府教育委員会として取組むものを示しておりますので「研修会等による普及」とさせていただきます。各学校においては、その内容を職員会議等さまざまな機会において周知していただくこととなります。
119	P53 の文言「改善を図る指導の仕組み」を「改善を図る補習指導の仕組み」とするべき。	「改善を図る指導の仕組み」とは、様々な教育活動の中で取組まれるものと考えております。補習指導以外の教育活動も広く含める趣旨でこのような表現とさせていただきます。
120 ◎	P54 の文言「Web上で提供することで、」は削除するべき。	ご意見の趣旨を踏まえ、「Web上で提供する。」は削除いたしました。保護者用の手引は、H21年1月末時点ですでに配付いたしておりますが、今後の配付方法・活用等については検討してまいります。
121	P56 の文言「少人数・習熟度別指導」を「少人数・習熟度別・補習指導」とするべき。	「少人数・習熟度別指導」は教育課程内で行われ、補習指導は教育課程外で行われるものであり、並記はできないものと考えております。

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
122	P57の文言「校内研修等の相談を行う。」を「校内研修、授業評価等の相談を行う。」とするべき。	校内研修等の中には、授業力向上のための校内研修について、そのテーマ設定、講師の選定、効果的な研修の進め方など様々な要素が含まれており、授業評価もそのテーマの一つに含まれているためこのような表現とさせていただきます。
123	目標1は「地域に根ざした「学校力」を高める」とするべき	「地域に根ざす」は基本理念の一つに掲げ、すべての目標の根底にある考え方として位置づけております。
124	カリナビ・ランチの名称の変更を望む	すでにこの名称で普及しつつありますので、ご理解いただきたいと思っております。
125	「カリキュラム NAVi プラザ」は日本語で表記するべき。	すでにこの名称で普及しつつありますので、ご理解いただきたいと思っております。

<基本方針2>

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
126 ○	高校生、特に問題をかかえた生徒に最優先に取り組むべき。	ご意見の趣旨は重点項目7の中に盛り込ませていただいております。
127 ○	今の府立高校には大分色んなコースが出来ているが、もっとコースを増やしたり複数校につくるべき。	ご意見の趣旨は、重点項目5の中に盛り込ませていただいております。今後、府立高校の特色化をさらに進め、多様性を拡大することを目標とし、新たな専門学科や専門コースを設置するなど府立高校の充実に取り組んでまいります。
128 ○	通常の授業で興味を持ってない生徒にこそ特色のある学習が必要。就職につながる資格がとれるコースを増やすべき。	ご意見の趣旨は、重点項目5の中に盛り込ませていただいております。今後、府立高校の特色化をさらに進め、多様性を拡大することを目標とし、新たな専門学科や専門コースを設置するなど府立高校の充実に取り組んでまいります。職業教育のあり方についても、今後検討してまいります。
129	この間の施策の失敗の原因を率直に反省し、高校つぶしをやめ、学区を元に戻し、工業高校も学科募集にすべきです。工業科以外は前期入試をやめるべきです。	生徒減少期を教育環境・教育条件など教育の質的向上を図る好機と捉え、府立高等学校の特色づくりとあわせて適正な配置の観点から再編整備を推進してきました。 工科高校の総合募集は、産業構造の変化や技術の複合化等の中で、生徒が工業に関する学習を通じて、その内容を熟知した上で、入学後に能力・適性、進路希望等に合わせて専門分野の系・専科を選択できるよう、すべての工科高校に導入したものです。 府立高校の通学区域については、平成19年度選抜から学校選択幅の拡大、学区間の普通科高校数の不均衡の是正、それぞれの高校の特色ある取組みの推進のため、改正したところです。 前期選抜については、専門学科、総合学科など特色の明確な学科等が対象としております。
130	府立高校の再編整備の中で「普通科総合選択制」と「総合学科」の教育内容について、保護者や生徒・学校などに中身が理解できるように精査するべき。	中学生が興味・関心、能力・適性、進路希望等に応じて進路選択ができるように、「普通科総合選択制」や「総合学科」の理念や特色ある取組みについて、中学生・保護者、中学校への工夫した情報発信に努めてまいります。

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
131	総合学科や新たな専門学科・専門コースに、膨大な税金を投入するべきでない。	中学校卒業者のほとんどが高等学校に進学する中で、府立高校が、生徒の多様なニーズに応え、次代の大阪を担う人材を育成するという使命はますます大きくなってまいります。生徒一人ひとりの興味・関心、進路希望等に対応し、「入れる学校」ではなく「入りたい学校」を選択できるよう、府立高校の特色づくりを推進することとしています。
132	新たな立ち上げ(学科・コースの設置)については、受益者負担の原則を取り入れるべきであると考えます。	府立高校の特色化をさらに進め、多様性を拡大することを目標とした、新たな専門学科や専門コースの設置に係る負担のあり方については、今後検討してまいります。
133	普通科を設置するべきである。	府教育委員会では、生徒減少期を教育環境・教育条件など教育の質的向上を図る好機と捉え、府立高等学校の特色づくりとあわせて、適正規模・適正配置の観点から、平成11年度より特色づくり・再編整備計画を推進してきました。平成19年度には、前年度までの計画の実施状況や市町村・学区ごとの学校の小規模化の動向を基本に、新学区制を前提とした特色ある学校の配置、市が設置する高校の改編状況など、新たに生じた事象にも十分留意し、計画の最終案を決定いたしました。これにより、平成11年度155校であった府立高校(全日制の課程)は、計画完了後、138校(全日制の課程及び多部制単位制Ⅰ・Ⅱ部)となります。
134 ○	エルハイスクールやサイエンスハイスクールのような具体的施策を講じるべき。	ご意見の趣旨は、重点項目5の中に盛り込ませていただいております。今後、府立高校の特色化をさらに進め、多様性を拡大することを目標とし、新たな専門学科や専門コースを設置するなど府立高校の充実に取り組んでまいります。
135 ○	次世代を育成する人材を育成するために、エルハイスクールを充実させるべきであり、入試にあたっては、学科試験のみにするとか学校独自問題とすることが必要。	ご意見の趣旨は、重点項目5の中に盛り込ませていただいております。今後、府立高校の特色化をさらに進め、多様性を拡大することを目標とし、新たな専門学科や専門コースを設置するなど府立高校の充実に取り組んでまいります。
136	進学指導特色校設置の考え方には反対です。	進学指導特色校は、府立高校の特色づくりを一層進める観点から、府内全域から生徒を募集し、大学進学に特色を置いた新たな専門学科を設置することにより、進学指導の充実を求める生徒や保護者の声に応えるとともに、次代をリードする人材を育成することを目的とするものです。各学校には専門学科と普通科を併置し、それぞれに学ぶ生徒が切磋琢磨することにより、学力の向上につなげてまいりたいと考えております。
137	工科高校卒業後に専攻科で技術を習得ことや、工科高校から一般科目を近隣高校に移行して専門技術校に特化させることを検討してはどうか。	ものづくり教育の活性化事業につきましては、今後、設置を予定している「ものづくり教育コンソーシアム大阪」において研究してまいります。
138	専門的に大阪の伝統、文化、歴史を学べる専門コースを設置するべき。	今後、府立高校の特色化をさらに進め、多様性を拡大することを目標とし、新たな専門学科や専門コースを設置するなど府立高校の充実に取り組んでまいります。
139	特色づくりについては、その前に前提として高校の教育力を高める必要がある。	特色づくりの取組みは、生徒一人ひとりが目的意識を持ち、いきいきと学べるよう、生徒の興味・関心や能力・適性、進路希望等に応じて、それぞれの高校の教育内容をよりよいものとするものであり、高校の活性化や教育力の向上を図るものと考えております。

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
140	中学卒業時に興味・関心に基づき選択をすることは、多くの生徒では無理である。高2程度で選択させるべき。	<p>中学校卒業者のほとんどが高等学校に進学する中で、府立高校が、生徒の多様なニーズに応え、次代の大阪を担う人材を育成するという使命はますます大きくなっており、生徒一人ひとりの興味・関心、進路希望等に対応し、「入れる学校」ではなく「入りたい学校」を選択できるよう、府立高校の特色づくりを推進することとしています。</p> <p>また、教科・科目の選択等にあたっては、十分なガイダンスを行いきめ細かな指導のもと行っています。</p>
141	更なる統廃合を進め学校数の見直しをすべき。用地等の売却により収入増をはかるべき。	<p>生徒減少期を教育環境・教育条件など教育の質的向上を図る好機と捉え、府立高等学校の特色づくりとあわせて、適正規模・適正配置の観点から、平成11年度より特色づくり・再編整備計画を推進してきました。平成19年度には、前年度までの計画の実施状況や市町村・学区ごとの学校の小規模化の動向を基本に、新学区制を前提とした特色ある学校の配置、市が設置する高校の改編状況など、新たに生じた事象にも十分留意し、計画の最終案を決定いたしました。これにより、平成11年度155校であった府立高校(全日制の課程)は、計画完了後、138校(全日制の課程及び多部制単位制Ⅰ・Ⅱ部)となります。</p>
142	受験のプレッシャーをこれ以上増やさなため、現在の学区を変えないで欲しい。	<p>学校選択幅の拡大、学区間の普通科高校数の不均衡の是正、それぞれの高校の特色ある取組みの推進のため、平成19年度入学者選抜から通学区域を改正したところです。</p> <p>今後とも、通学区域の改正については、選抜の実施結果などを踏まえ検証してまいります。</p>
143	生徒にとっての高校の選択のミスマッチがおこっているならば、中途でも学校変更できるようにすればよい。	<p>これまで、府立高等学校間においては自己実現のための転入学を制度化し、第1学年の2学期初め、第2学年の1学期初めに実施してきました。</p> <p>また、多部制単位制Ⅰ・Ⅱ部6校、桃谷高等学校の多部制単位制Ⅲ部及び通信制課程では3月に編転入学の募集を行っています。</p>
144	府立全日制高校を希望する生徒は全員受け入れるべき。	<p>平成17年度から、これまでの全日制を対象とした「計画進学率」を改め、多部制単位制の学校(クリエイティブスクール)6校を含めた「昼間の高等学校」への進学率を93.9%とすることとし、受け入れ枠の拡大を図っております。</p>
145 ○	地域の高等学校で学びたい知的障害児への配慮を希望する。	<p>ご意見の趣旨は、重点項目7の「高校における支援教育の推進」の中に盛り込まれております。</p> <p>また、重点項目9においても「自立支援推進校や共生推進モデル校への進路希望に応じていくため、志願倍率を公立高校前期選抜の平均志願倍率に近づけるよう、計画的に整備していく。」としております。</p> <p>今後とも、生徒・保護者の高いニーズ、地域バランス等を考慮しつつ、整備してまいります。</p>
146	入学者選抜制度の改善は、私学を圧迫することになる。	<p>府立高等学校の入学者選抜方法の改善について、常に研究に努めているところです。</p> <p>府立高等学校の特色づくりの進捗状況等を勘案しながら引き続き入学者選抜方法等の改善に努めて参ります。</p>

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
147	今回入学選抜制度のあり方を検討に際しては不登校などの生徒の希望も考えていただきたい。	入学者選抜方法の改善について、教育委員会といたしまして常に研究に努めているところです。 また、府立高等学校の入学者選抜におきましては、不登校などを理由に不合理な対応がなされることのないよう各高等学校を指導しているところです。
148	大阪市内の人は市内のすべての高校を受験できるようにしてください。	全日制の課程普通科(単位制を除く)の高校の通学区域については、平成19年度選抜から拡大したところです。 通学区域の拡大に当たっては、それまで進学実績のあった高校への進学ができなくなることがないように、現行の通学区域の境界線を変更しないことを基本として、現行の通学区域を合わせる形としました。 また、専門学科、総合学科等については、府内全域を通学区域としております。
149	公教育を受けるには平等であるべき。前期選抜による受験機会の複数化はそれに反する。	国の通知において、「受験機会の複数化などにより、多段階にわたり入学者選抜が実施されるよう十分配慮すること」と示されており、平成15年度選抜から、前期選抜、後期選抜の枠組みを設定しています。
150	土曜日の補講・講習を実施に反対です。	補習・講習はあくまで臨時的・補完的な教育活動で、生徒の自主性と教職員の自発性に基づくものであると考えています。
151	教育センター附属研究学校を超エリート養成校とすることに反対する。	教育センター附属研究学校は、大阪の多様な教育課題を踏まえた実践・研究を展開するため、教育センターの研究・研修機能と附属研究学校の教育活動を直結し、教育活動の深化・充実を図るとともに府内全体の教員の指導力と学校力の向上をめざすこととしております。
152	教育センター附属研究学校の設置の設置に疑問を感じる。設置の場合は、選抜による優秀な生徒での実践・研究ではなく課題の多い学校で実践するべき。	教育センター附属研究学校は、大阪の多様な教育課題を踏まえた実践・研究を展開するため、教育センターの研究・研修機能と附属研究学校の教育活動を直結し、教育活動の深化・充実を図るとともに府内全体の教員の指導力と学校力の向上をめざすこととしております。
153 ○	公立中高一貫校と私学の中高一貫校が同じ土俵上に立ち、互いが切磋琢磨する中、大阪の教育がより高められていくと思う。	公立の中高一貫教育校の新たな地域への導入については重点項目6の「中高一貫教育の拡大」に盛り込まれております。
154	中高一貫教育の拡大は、私学への助成金をカットしている中で、府民の理解が得られない。	中高一貫教育については、子どもの学校選択の幅を広げ、中等教育全体の多様化、複線化を図る観点から進めております。
155	中高一貫教育の拡大には反対。	中高一貫教育については、子どもの学校選択の幅を広げ、中等教育全体の多様化、複線化を図る観点から進めております。
156	中途退学の最大の防止策としては、中学生に学力をつけさせること、普通科を数多く設置することである。	中途退学の防止策は、重点項目7に盛り込ませていただいております。
157	ものづくり教育コンソーシアム大阪においては、民間工場企業や研究所等で研修を実施するべき。	「ものづくり教育コンソーシアム大阪」は、学識経験者、経済界、産業界等の協力により組織するものです。今後、企業とも一層連携し、ものづくり教育の活性化に向け取り組んでまいります。

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
158	教育相談についてはSVSCを増やして生徒の相談を直接受けてもらえるようにしてほしい。	各学区に6～10名の臨床心理士をスクールカウンセリング・スーパーバイザーとして派遣し、各学校における教育相談体制の充実に努めております。スクールカウンセリング・スーパーバイザーは、教育相談担当教員と連携して教育相談にあたることとしております。
159 ○	高校についても子どもたちの興味を引く授業をするなど、教員の質をたかめるべき。	ご意見の趣旨については、重点項目 16 に示してあるとおり、研修の充実等により、魅力ある授業作りができるよう、教員の授業力の向上を図ってまいりたいと考えております。
160	高大連携の加速化が進めば、大学のレベルダウンになりかねない。	高大連携は、相互の人的・知的資源の交流・活用をとおして、大学・府立高校双方の教育の充実・発展を図るものであり、高大連携の推進が高校での基礎学力の充実の取組みを妨げたり、大学のレベルダウンにつながることはないと考えております。
161	課題のある子どもばかりが同じ学校にあつまると指導が困難になる。1つの学校にどのような子を集めるのか専門家の意見を聞いて検討するべき。	公教育においては、様々な生徒が共に学ぶということが大切であると考えております。教育に関する重要な事項については大阪府学校教育審議会等での審議を踏まえ、検討してまいります。
162	仕事と両立できる学校に通えるように、また、高校生の仕事なくなるようであれば対策を講じてほしい。	平成 17 年度再配置した新しい夜間定時制の課程は、昼間に働きながら高校に入学を希望する生徒の他、様々な目的や事情により夜間に就学することを希望する生徒など、夜間という条件の中で目的意識を持って学習する就学の場として、教育内容の充実を図っています。
163 ○	学校の授業だけで、最終的に国立大学で学べるようにして欲しい。経済的に裕福ではなくても勉強ができる環境をもっと早く整えていただきたい。	ご意見の趣旨については、重点項目 16 に示してあるとおり、教員の授業力の向上を図りながら、生徒の学力を最大限に伸ばしてまいりたいと考えております。
164 ◎	特色づくり・再編整備校への支援方策のスケジュールとしては、平成24年度には「改編状況結果の検討・見直し」及び平成25年度には、「改善の実施」を追加するべき。	特色づくり・再編整備については、引き続き特色づくりの成果の定着・発展の支援を図るとともに、社会状況の変化などに伴い生じた課題についての把握と検討を進め、改革の完成年度である平成 23 年度に課題解決の方向性を提示、実施することをスケジュールに追記させていただきました。
165	重点項目5は、「特色づくり・再編整備の成果と課題を踏まえた府立高校の充実」を「基礎を踏まえた高度な教育を展開する府立高校の充実」とするべき。	大阪の「教育力」向上プランは、教育改革プログラムの理念を受け継ぎつつ、新たな課題等に対応するため、今後 10 年間の社会経済情勢を見通した中で大阪の教育がめざすべき方向をしめすものであることから、「特色づくり・再編整備計画」との関連を示した文言となっています。
166	P65の文言「府立高校の特色づくりをさらに進め、多様性を拡大するとともに、中学生の幅広い進路選択を」を「高校の高度な科目内容を基礎からしっかり学べる体制をつくとともに、中学生の確実な進路選択を」とするべき。	大阪の「教育力」向上プランは、教育改革プログラムの理念を受け継ぎつつ、新たな課題等に対応するため、今後 10 年間の社会経済情勢を見通した中で大阪の教育がめざすべき方向をしめすものであることから、「特色づくり・再編整備計画」との関連を示した文言となっています。
167	P65の文言「①進路指導特色校、新たな専門学科、専門コース」を「①進路指導特色校、新たな専門学科、専門コース、基礎から学べる普通学科」とするべき。	ご意見の趣旨については、重点項目 6 の「学校の個性化推進」の中で検討してまいります。

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
168	P68の文言「生活リズム」を「状況」とするべき。	後期選抜において、「生徒がそれぞれの『生活のリズム』に合わせた学び方ができるよう」と示していますのは、例えば、昼間に学校で勉強し、夜間に就労するなど、生徒の時間の活用の仕方に応じて、種々の学び方ができる学校、課程の選抜を設定しているという趣旨からです。
169 ◎	P70の文言「科学研究施設へのサイエンスツアーの実施」を「科学研究施設や工場、企業へのサイエンスツアーの実施」とするべき。	ご意見の趣旨を踏まえ、「科学研究施設等へのサイエンスツアーの実施」と文言修正させていただきました。
170	P73「高大連携の推進の事業概要の文言に「また、この中で、在学中あるいは卒業生が、各大学の授業を聴講できる制度をつくる。」を追加するべき。	高校生が大学の授業に参加する機会は増えており、中には、学校外の学修として、単位認定を行っている高校もあります。ご意見の趣旨は、相互の人的・知的資源の交流・活用をとおして、大学・府立高校双方の教育の充実・発展を図るという高大連携の目的に含まれると考えております。
171	P77の文言「自尊感情 他者への思いやり」を「自尊感情 他尊」とするべき。	ご意見の趣旨は、重点項目30に「自他の尊厳や価値」という表現で盛り込ませていただいております。
172	P77の文言「社会性 自立性」を「社会性 生活観 労働観 自立性」とするべき。	ご指摘の「生活観 労働観」については、同ページの表中の「社会性 自立性」「勤労観 職業観」の中に含まれております。
173	P77の「中退防止の取組み」の＜事業目標＞の現状に、中退者数を記載するべき。	在籍者数も変化するため、事業目標の数値としては適切でないと考え、記載しておりません。

<基本方針3>

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
174 ○	特別支援教育については、科学的根拠に乗っ取った指導法を確立させてください。	支援教育は発達障がいを含むすべての障がいのある幼児児童生徒を対象としており、すべての学校において実施されるものであると認識しております。 ご指摘の点については、重点項目12において、福祉や医療、労働等の関係機関や専門家との連携・協力のもと、障がいのあるすべての幼児児童生徒一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導や一貫した支援の充実に向け、幼児児童生徒や保護者参画による「個別の教育支援計画」の作成・活用の促進を掲げております。また、重点項目11では、支援学校がセンター機能を発揮し、小・中学校、高校学校等からの要請に的確に応えることとしております。 これらの取組みを通して、教員の資質向上や生徒・保護者のニーズを踏まえた適切な指導・支援の充実を図ってまいります。
175 ○	全ての児童に「ともに学び、ともに育つ」教育推進のため、人的な支援を強く要望します。	ご意見の趣旨は、重点項目10においての、小・中学校における教育環境及び支援体制の整備として盛り込ませていただいております。
176 ○	非常勤講師の業務の制約を取り払うとともに、以前にあった「重度加配」の復活を含めた抜本的な支援体制を明記してください。	ご意見の趣旨は、重点項目10においての、障がい種別による学級設置の促進として盛り込ませていただいております。支援学級の充実に向けて、障がい種別による学級設置の促進、非常勤講師の配置拡充等、教育環境及び支援体制の整備に努めてまいります。
177 ○	障害のある生徒の就労支援をお願いします。	ご意見の趣旨は、重点項目8の「障がいのある生徒の就労支援」の中に盛り込ませていただいております。
178	知的障がい者の職業訓練学校のコースの選択を充実させて欲しい。	関係部局にご意見の趣旨をお伝えいたしました。

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
179 ○	たまがわタイプの学校をせめて一つの学区に一つずつ設置してほしい。	ご意見の趣旨は、重点項目8の「たまがわタイプ支援学校の整備」の中に盛り込ませていただいております。具体的には、「府立支援学校施設整備基本方針」を策定する中で検討してまいります。
180	たまがわの実績がまだ出ていないことを不安に感じます。	「たまがわ高等支援学校」は、職業的自立に向けた教育課程や職場実習の積極的な展開により、実践的な職業教育を進めております。今後、学校が目標としている、知的障がいのある生徒の就労を通じた社会的自立について検証を行ってまいります。
181 ○	知的障がい者の子どもの就職先として、もっと一般の会社に就職できる機会を作してほしい。	ご意見の趣旨は、重点項目8の「障がいのある生徒の就労支援」の中に盛り込ませていただいております。
182	障がいのある生徒の社会参加と自立は企業への就職だけではない。企業だけではなく、福祉施設・作業所への支援体制も必要。	重点項目12の中に示しているとおり、卒業後の就労を含めて将来の自立を支援する観点から、今後とも、「個別の教育支援計画」の作成、活用の充実を進めながら、医療、福祉、労働等の関係機関や専門家との連携を図りつつ、障がいのあるすべての幼児児童生徒における就学前から学校卒業後までを見据えた一貫した支援に努めてまいります。 なお、ご意見の趣旨については、関係機関にお伝えいたしました。
183	高等部の3年間や職業コースでは、社会生活力の獲得は困難。高等部の教育年限を延長するべき。	今回のプランでは、重点項目8の「障がいのある生徒の就労支援」として、「知的障がい支援学校に職業コースを設置すること」、「関係部局や福祉・労働機関等の関係機関・団体、企業、経済団体等と連携し、地域におけるネットワークの構築を図りながら、実習先・就労先の開拓、卒業生や障がい者雇用を進める企業への支援体制を整備すること」、「就労を通じた社会的自立をめざすたまがわタイプ支援学校を整備すること」を掲げました。各支援学校においては、生徒の障がいの状況をふまえ、社会人としての生活習慣や職業意識の確立、実践的な職業教育の充実など、職業体験実習をはじめ、関係機関と連携しながら進路指導に努めてまいります。
184	就労支援施策の一つとして高等部本科専攻科の設置に向けてモデル事業を実施すべきである。	今回のプランでは、重点項目8の「障がいのある生徒の就労支援」として、「知的障がい支援学校に職業コースを設置すること」、「関係部局や福祉・労働機関等の関係機関・団体、企業、経済団体等と連携し、地域におけるネットワークの構築を図りながら、実習先・就労先の開拓、卒業生や障がい者雇用を進める企業への支援体制を整備すること」、「就労を通じた社会的自立をめざすたまがわタイプ支援学校を整備すること」を掲げました。各支援学校においては、生徒の障がいの状況をふまえ、社会人としての生活習慣や職業意識の確立、実践的な職業教育の充実など、職業体験実習をはじめ、関係機関と連携しながら進路指導に努めてまいります。
185 ○	障がいのある子どもの自立を支援するためには、非常勤講師の配置だけでは不十分。	ご意見の趣旨は、重点項目10の中に、障がい種別による学級設置の促進として盛り込ませていただいております。支援学級の充実に向けて、非常勤講師の配置だけでなく、障がい種別による学級設置の促進に努めています。支援学級1学級には、支援学級担任として1名の教員が定数配置されます。

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
186 ○	教員に知的障がいに対する理解を深めるべき。	ご意見の趣旨は、重点項目11の「府立支援学校教員の専門性の向上」及び「リーディングスタッフの活動を支援するための環境整備」の中に盛り込ませていただいております。支援学校教員及び支援学級担任が特別支援学校教諭免許を取得できるよう、文部科学省の課程認定を受けた「認定講習会」を毎年開催しています。さらに、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導・支援を学校全体で行うための校内体制づくりや研修の実施、専門的な知識を持つ専門家や支援学校教員等による巡回指導の実施、支援学校のセンター的機能の活用など、教員の専門知識の向上に取り組んでいます。
187	支援教育について小学校・中学校と系統だった教育内容を構築してほしい。そして、養護学校の教師こそ人格の優れた人を選んで頂きたい。そのためには、他校の教師より給与を多く出してあげて欲しい。	支援学校教員及び支援学級担任の専門性の向上に向けて、特別支援学校教諭免許を取得できるよう、文部科学省の課程認定を受けた「認定講習会」を毎年開催しています。 また、大阪府教育センターにおいて、障がい種別に対応した研修や自立活動研修などの専門的な研修を実施しております。 給与につきましては、条例により定めておりますので、校種により差をつけることは難しいと考えております。
188	堺市立百舌鳥養護学校を卒業(中学校)して、隣にある大阪府立堺支援学校を希望してもいけない。府と政令市の関係を良くしてほしい。	府立支援学校高等部への入学を希望される場合、それぞれの学校で通学区域を定めています。知的障がいのある生徒の場合、堺市に関連する通学区域では、堺区は堺支援学校、西区は和泉支援学校、北区・中区・東区・南区は泉北高等支援学校、美原区は富田林支援学校となっております。
189 ○	プランの中では支援教育は知的障がいのことのみを対象としているように感じる。身体障がい、発達障がいについても記載するべきでないか。	支援教育は発達障がいを含むすべての障がいのある幼児児童生徒を対象としており、すべての学校において実施されるものであると認識しております。 今回のプランの重点項目10、重点項目11、重点項目12において、知的障がい・身体障がい・発達障がいなどすべての障がいのある幼児児童生徒のニーズに応じたきめ細かな指導や一貫した支援の充実に向けた取組みを記載しております。
190	枚方市教育委員会は「個別の指導計画」のフォーマットを作成すべき。	ご意見の趣旨は、重点項目12の中に「必要となるすべての子どもの卒業後も見すえた「個別的教育支援計画」の作成・活用の実現」として、盛り込ませていただいております。 枚方市教育委員会にはご意見の趣旨をお伝えいたしました。
191	知的な障害はなくて不登校になっている子供たちに「進学」も可能な支援学校も必要だと感じる。各障害特性を理解し的確な教育ができる教員を増やしてください。	学校教育法第72条に支援学校の対象者は、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者と示され、学校教育法施行令第22条の3には、障がいの程度が示されております。これらの障がいのない発達障がいの児童・生徒については、小・中学校、高等学校で学習することとなっております。市町村教育委員会における研修や大阪府教育センターでの「発達障がい教育研修」等を通じて、教員の専門性の向上に努めています。

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
192	支援教育について、学校の取組みに温度差があり、絶望感を感じる。	基本方針3において、支援教育の推進について盛り込ませていただいております。今後とも、市町村教育委員会と協力し、支援学校のセンター的機能を活用しながら、全ての小・中学校において校内組織体制の整備や運営方法の充実、学校全体の教職員の意識改革、資質の向上がより一層図られるよう取り組んでまいります。
193 ◎	支援学級在籍のすべての保護者に指導計画の提示と説明を実施して下さい。	ご意見の趣旨をふまえ、重点項目12において、「「個別の教育支援計画」の作成・活用」の文中、「幼児児童生徒や保護者の思いを受け止めた「個別の教育支援計画」の作成・活用を促進する」を「幼児児童生徒や保護者の参画のもと、「個別の教育支援計画」の作成・活用を促進する」と修正いたしました。 今後とも、「個別の教育支援計画」の作成・活用を進めながら、支援学級の充実に努めてまいります。
194	枚方地域に小中高併設の支援学校を建設してください。	府立支援学校においては、北河内地域も含め、知的障がいのある児童生徒が増加していると認識しております。具体的には、「府立支援学校施設整備基本方針」を策定する中で検討してまいります。
195	枚方・寝屋川地域、中河内地域、松原・柏原・羽曳野地域、堺・泉北地域、北摂地域、門真・守口地域、大阪市内の7地域に、小・中・高等部併設の支援学校増設必要。	府立支援学校においては、知的障がいのある児童生徒が増加していると認識しております。具体的には、「府立支援学校施設整備基本方針」を策定する中で検討してまいります。
196	「通学バスの充実」には、車内設備の充実で、安全で、快適な通学を保障することもふくまれる。通学バスの添乗員を中型以上は3名、小型については2名として欲しい。	通学バスについては、各支援学校に対し、児童生徒の状況の聞き取りを行い、必要な設備や仕様については、更新の時期に合わせて改善するよう努めております。通学バス添乗員の増員については、車内スペースや乗車定員の関係から困難な状況です。今後とも安心・安全な運行に努めてまいります。
197	民間委託になって通学バスの時間に融通が利かなくなった。学校直営のバスの本数を増やしてください。	民間委託化につきましては、直営バスと同等の成果をあげていることから、順次進めております。コース設定等については、各校で保護者からのご要望等を聴取し、可能な範囲で対応しております。
198	通学バスの片道通学時間を40分以内にする事。	通学バスについては、重点項目8の「通学時間の短縮に向けた通学バスの充実」の中に盛り込ませていただいております。乗車時間については60分以内を目標としております。
199 ○	増大する生・中学校に在籍するLDなどの発達障がいの児童生徒のための通級指導教室を充実するために、全ての小・中学校に通級指導教室を設置し、指導・支援を充実してほしい。	学校教育法施行規則の一部が改正され、平成18年度から、LD、ADHDの児童生徒が新たに「通級指導教室」の対象となる中、大阪府ではその増設を進めてまいりました。重点項目10で、通級指導教室の充実を掲げており、今後も、固定数を活用し、さらなる拡充に努めます。
200	通級指導教室の充実事業の目標に「通級指導教室を全ての小中学校に設置する」を明記してください。	学校教育法施行規則の一部が改正され、平成18年度から、LD、ADHDの児童生徒が新たに「通級指導教室」の対象となる中、大阪府ではその増設を進めてまいりました。重点項目10で、通級指導教室の充実を掲げており、今後も、固定数を活用し、さらなる拡充に努めます。

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
201	「支援学級の充実」の事業目標に「支援学級の定員を4名にする」「支援学級担任は複数担任にする」を明記してください。	学級定数及び教員配置については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、障がい種別による学級設置の促進等、支援学級の充実、教育環境の充実に努めてまいります。
202	大阪独自に「発達障害児を受け入れる支援学級の設置」にむけて、その具体化をお願いします。	今後とも、すべての児童生徒が「ともに学び、ともに育つ」教育を基本に、児童生徒一人ひとりのニーズに沿った、よりきめ細かな対応ができるよう、通級指導教室の充実等、教育環境の整備に努めます。
203	中学校は教科担任制で支援学級では、教科の勉強をすることが困難。中学校の支援担任のあり方も検証してってください。	障がいのある生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、支援学級の担任と教科担当者とが連携・協力し、適切な指導及び必要な支援が効果的に行われるよう、中学校における総合的な支援体制の整備、学校全体の協力体制の充実を図ってまいります。
204	P90の「支援学級における非常勤講師の配置」を「非常勤講師の配置拡充及び支援学級担当の教諭配置拡充」に修正すべき。	ご意見の趣旨は、重点項目10において、障がい種別による学級設置の促進として盛り込ませていただいております。非常勤講師の配置だけでなく、支援学級1学級には、支援学級担任として1名の教員が定数配置されます。

<基本方針4>

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
205	『「体力・運動能力調査」における項目について、全国平均を上回る。』という目標のために学校体育を充実させようというのは間違っているのではないか。	子どもたちの健康と体力づくりを進めるためには、体育授業のみならず学校教育活動全体を含めた「学校体育の充実」が重要であると考えております。「体育授業の充実」や「運動部活動の活性化」などにより、子どもが発達段階に応じて、各種の運動に親しみ、体力の向上に積極的に取り組むようになることを目指しております。その成果を計る「体力」の指標については、昭和39年から続いている「体力・運動能力調査」が定着していることから、府民の皆さんにわかりやすいものとするために、その項目の数値を指標といたしました。
206 ○	体力を考えるなら、子どもたちが安心して遊べる場所を行政が作り出すことが重要である。	子どもたちの体力向上のためには、安心して活動できる場の確保は重要なこととあります。ご意見の趣旨は重点項目28の「放課後等の子どもたちの体験活動や学習活動等の場づくり」の中に盛り込ませていただいております。
207	「体力が学力をはじめとしたこどもの意欲や気力の源である」とあるが、そうでもない場合もある。	体力については、人間の発達・成長を支え、人として創造的な活動をするために不可欠なものであり、人が知性を磨き、知力を働かせて活動していく源であります。また、体力は生活をする上での気力の源でもあり、体力・知力・気力が一体となって、人として活動が行われていくと考えております。
208 ○	「子供たちの健康と体力作り」に関しては、まず、健全な生活習慣の指導だと思います。体育の授業で競わせることも必要。	ご意見の趣旨は、重点項目14において、基本的な生活習慣の確立として盛り込ませていただいております。また、体育授業は、「運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに体力の向上を図ること」を目標とし、学習指導要領に示されている内容を指導することとなっております。体力向上については、体育授業のみならず、学校教育活動全体を通して、取り組むものと考えており、意見の趣旨は、重点項目13の「体育授業の充実」「スポーツ大会の充実」の中に盛り込ませていただいております。

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
209 ○	小学校で、週に1～2日程度放課後に40分程度1回1回種目をきめて、(サッカー、野球、ドッチ、バスケ、ランニング等)、小1から6年まで希望者全員に運動してもらいたいと思う。	子どもたちの健康と体力づくりを進めるためには、体育授業のみならず、学校教育活動全体を通して取り組むものと考えており、ご意見の趣旨は、重点項目13の「学校体育の充実」の中に盛り込ませていただいております。
210	小学校にも教科担任制を導入すべき。最低でも、小学校の体育授業は、体育専任の教員が行うべき。	小学校の高学年において、教員や児童の状況に応じて、一部の教科担任制が実施されており、体育の教科担任制については、平成19年度に約80校の小学校で実施されております。今後も、教員や児童の状況により、各学校で判断し実施するものと考えております。
211	運動部の入部率だけ高めても学校体育が充実できるとは到底思えません。	子どもたちの健康と体力づくりを進めるためには、体育授業のみならず学校教育活動全体を含めた重点項目13の「学校体育の充実」が重要であると考えております。そのためには、「体育授業の充実」や「運動部活動の活性化」などにより、子どもが発達段階に応じて各種の運動に親しみ、体力の向上に積極的に取り組むようになることを目指しております。また、「運動部活動の活性化」につきましては、外部指導者派遣事業の活用により生徒が積極的に参加したいと思える魅力ある運動部活動が展開できるよう取組んでまいります。運動部の入部率は、府民の皆さんにわかりやすいものとするために、その数値を指標といたしました。
212	生活習慣の崩れは、家庭の経済状態や親の労働形態との関係が深く、親への啓発をしても安易には生活は改善できない。	子どもたちの基本的な生活習慣確立のためには、学校・家庭・地域の関係機関が連携した取組が必要と考えております。
213	生活習慣の乱れについて、児童生徒にアンケートをとって原因分析をすすめるべき。	生活習慣の乱れについては、「全国学力・学習状況調査」において、その原因が分析されております。生活習慣の確立につきましては、重点項目26の取組みとして盛り込ませていただいております。
214	「毎朝朝食を摂る」率の全国平均を上回ることを食育の目標とするのはいかがなものかと思う。	子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性を育ていく基礎となるものです。子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるようにするため、学校における食育を推進してまいります。 朝食欠食率の改善は大阪府食育推進計画の目標にも掲げられており、「毎朝朝食を摂ること」は、望ましい食習慣の形成のため、食育推進の1つの目標として示しているものです。
215	食育の目標が「毎日朝食をとる」というのはさみしい目標である。	子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性を育ていく基礎となるものです。子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるようにするため、学校における食育を推進してまいります。 朝食欠食率の改善は大阪府食育推進計画の目標にも掲げられており、「毎朝朝食を摂ること」は、望ましい食習慣の形成のため、食育推進の1つの目標として示しているものです。
216 ○	食育という観点からスクールランチの導入や中学校給食を充実を求める。	重点項目15の「学校給食等の充実」に記載のとおり、公立中学校におけるスクールランチ及び中学校給食を普及・充実させ、食育を推進するため、市町村支援の実施について検討しています。

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
217	中学校のスクールランチの導入は反対。完全給食を導入することを強く望みます。	スクールランチは、民間の校外調理場等で調理した栄養価に配慮した食事を中学校へ配送し、学校で食器等に配膳して生徒へ提供する家庭弁当等との選択制の昼食です。学校給食に極めて近い形式で実施し、喫食率を高め、最終的には中学校給食の実施につなげていきます。
218	子どもたちの安全な食事を提供するため、府の責任で直営の学校給食を続けることを望みます。	府立(支援)学校における給食については、在籍する児童・生徒の障がいの重度化・重複化に伴い、その内容も多様化している状況にあります。このことに、より適切に対応するため、児童・生徒の障がいの状況に応じた段階食(刻み食・ペースト食など)や、多様なメニューの提供が行えるよう、集中的な人員配置を行うなど柔軟な体制をとり、効果的・効率的な運営を行うことが必要であると考えており、学校給食の充実を図るためにも、民間の活力を導入してまいりたいと考えております。
219	学校給食の実施主体は市町村のはず。どうして府が全中学校の学校給食等の実施を目指すのか。	中学校を含む市町村立学校における学校給食の実施主体は市町村です。府教育委員会では、公立中学校において新規に学校給食等を実施する市町村への支援を目指しています。
220	栄養教諭の今後の配置の数値目標を明記すべき。	栄養教諭等の定数につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律による定数を基礎として配置しているところです。府教育委員会といたしましては、市町村教育委員会・学校の体制整備を踏まえ、平成23年度を目途に、計画的に配置してまいりたいと考えております。
221	栄養教諭の、健康教育に携わる役割を明記すべき。	ここでは、学校教育法等に示されている栄養教諭の職務や役割について記述しています。
222 ○	学校保健委員会の構成メンバーに、栄養職員または栄養教諭の表記をすべき。	ご意見のとおり、学校保健委員会を構成するメンバーには、栄養教諭・栄養職員も含まれます。ここでは「養護教諭等」と表記しておりますが、その中に栄養教諭等を含んでいると考えております。
223	全ての子どもが自分で料理をつくれるように、全学年で調理実習を行うべき。	子どもたちが食に関する実践的・体験的な活動を通して、基礎的な知識と技能を身に付けることは重要であると認識しております。5、6年生の家庭科だけでなく、生活科や総合的な学習の時間において、野菜等を栽培し、収穫したものを調理するなど、子どもの発達段階に応じた実践的・体験的な活動も行われています。なお、調理の基礎については、家庭科で学習することとなっております。
224 ○	自分の体のために考えて食事を取れる教育をすべきと考える。	ご意見の趣旨は、重点項目15に盛り込ませていただいております。子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性を育ていく基礎となるものです。子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるようにするため、学校における食育を推進してまいります。
225	子供達が大阪食文化について何も知らない、無知になってしまっている。	大阪の気候、風土、産業、文化の中で育まれ、代々受け継がれてきた料理や食品について学習したり、学校給食の献立に郷土食や地場産物を取り入れることにより、大阪の食文化について関心や理解を深めることができると考えております。

<基本方針 5>

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
226	教員は十分に研修を行ってから教壇に立たせるべき。	大阪府教育センターにおいて、教育公務員特例法に基づく初任者研修を実施し、教員の資質向上に努めております。
227 ○	採用後3～5年で1人前の独り立ちした管理職にもなれるように、人材育成するべき。	ご意見の趣旨は、重点項目 17「将来、管理職となる教員の養成」の中に盛り込まれております。
228 ○	子どもに分かりやすい授業をするための研修を充実させるべき。夏休みこそ研修に有効に使ってほしい。	ご意見の趣旨は、重点項目 16の中に盛り込まれております。 また、法定研修、管理職等研修以外の研修については、できるだけ長期休業中に実施しております。
229	教員の研修は大切だが、まずは目の前にいる子どもから学ぶことが重要で、行政が行う研修は長期休業中や時間外におこなうべき。	法定研修、管理職等研修以外の研修については、できるだけ長期休業中に実施しております。
230	大阪の歴史や文化、伝統をちゃんと教えられるよう教員の研修をすべき。	新しい学習指導要領の内容を踏まえて検討いたします。
231	教員には社会常識をきっちりと教えるべき。	初任者研修・新規採用者研修において、社会人マナー等の内容の研修を実施しております。
232	支援学校がセンター的機能を発揮するためにも、校種間異動や人事交流に数値目標をかかげることや今の異動基準のまま新たな人事異動システムの構築を進めることには反対です。	人事異動は、教育活動の充実を図り、教員の適材を適所に配置し、教員個々の資質向上を図るためのものであると考えております。この考えに基づく人事異動をより一層推進していきける新たな人事異動システムを構築していきたいと考えております。校種間異動や人事交流も同様に、教員の資質向上等に必要なものであると考えており、一層推進していききたいと考えております。また、支援学校の教員の異動については、専門性等を考慮して進めております。
233	首席、指導教諭は不要。教員間の上下関係は百害あって一利なし。	首席は、教頭と教職員との間の校務の要となる職であり、学校運営体制の充実を図るものです。指導教諭はその卓越した指導力により、他の教職員の指導力の向上を図るため設置いたしました。
234 ○	首席、指導教諭は複数校を兼務させるべき。	重点項目 16の「校内OJTの充実や校内研修の体制づくり」の中で示しているとおり、首席、指導教諭の複数校兼務については、事業目標において、「全校配置に向け、計画的に拡充する」としており、全校をカバーする予定としております。
235 ○	学力を上げるには、教員が生徒に好かれる魅力的な人物であることが必要。	ご意見の趣旨は、重点項目 18の中に盛り込ませていただいております。府教育委員会では、これまでも魅力的な人物を採用するため、求める人物像として「豊かな人間性」、「実践的な専門性」、「開かれた社会性」の3つを掲げております。今後とも魅力的な教員の採用に努めてまいります。

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
236	インターンシップを活用して面接時では見えにくい、本当の人間性やコミュニケーション能力、熱意を評価した上で採用してはどうかと思う。	大阪府教員採用選考テストは、1次試験では集団面接及び教員として必要な教養・知識に関する筆答試験を、2次試験では、集団討論を含むグループ面接及び個人面接、各教科に関する筆答試験及び実技試験を課しており、教員としての資質や適格性をよりの確に把握・評価できるよう努めています。 今後とも、幅広い識見や高い専門的知識を備えた人材を確保するとともに、教員としての資質や適格性をよりの確に把握・評価できるよう模擬授業の実施など選考方法を工夫し、熱意ある優秀な教員を確保してまいります。
237	教員としての資質や適格性をよりの確には把握・評価するためには、純基礎的問題や豊富な応用問題の記述解析性の高い問題のを出すことが必要。	大阪府教員採用選考テストは、1次試験では集団面接及び教員として必要な教養・知識に関する筆答試験を、2次試験では、集団討論を含むグループ面接及び個人面接、各教科に関する筆答試験及び実技試験を課しており、教員としての資質や適格性をよりの確に把握・評価できるよう努めています。
238	登録講師の臨時採用も筆記試験や面接などを行ってある程度は質の確保をしてほしいと思います。	講師登録された者を採用する場合は、府立学校では校長が、市町村立学校では市町村教育委員会が面接を実施しております。
239 ○	民間人校長先生を積極的に採用して、魅力的な大人が手本となるようにすべき。	民間等からの校長登用については、今後とも、民間人校長の学校経営における手法が、これからの学校運営に継承されるよう、学校の状況を十分に踏まえ、有為な人材を登用できるように検討を進めております。
240	育成システムの結果の反映は、人事や勤務手当に反映させるのは良いが、昇給には反映させるべきではない。	府民から信頼される学校教育や学校運営を行うためには、教職員の資質、能力や勤務意欲の向上を図る必要があります。 教職員の評価・育成システムにつきましては、教職員の意欲・資質能力の向上と教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を一体的に図るため、規則に基づき、全ての教職員を対象に実施しているところです。評価結果の給与(昇給・勤勉手当)への反映につきましては、勤務成績に応じた給与への反映という給与構造改革の趣旨を踏まえ、平成19年度から、前年度の評価結果を昇給及び勤勉手当における勤務成績判定に活用しているところです。 今後とも、このシステムが学校現場において円滑に実施されるよう適切に対処してまいります。
241	評価・育成システムは教員のがんばりを正確に評価できていない。給与に反映されることにより、教員のチームワークに支障をきたす。	府民から信頼される学校教育や学校運営を行うためには、教職員の資質、能力や勤務意欲の向上を図る必要があります。 教職員の評価・育成システムにつきましては、教職員の意欲・資質能力の向上と教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を一体的に図るため、規則に基づき、全ての教職員を対象に実施しているところです。評価結果の給与(昇給・勤勉手当)への反映につきましては、勤務成績に応じた給与への反映という給与構造改革の趣旨を踏まえ、平成19年度から、前年度の評価結果を昇給及び勤勉手当における勤務成績判定に活用しているところです。 今後とも、このシステムが学校現場において円滑に実施されるよう適切に対処してまいります。

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
242	教員の評価は10年後、20年後の子どもの姿によって評価されるべきである。	府民から信頼される学校教育や学校運営を行うためには、教職員の資質、能力や勤務意欲の向上を図る必要があります。 教職員の評価・育成システムにつきましては、教職員の意欲・資質能力の向上と教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を一体的に図るため、規則に基づき、全ての教職員を対象に実施しているところです。 今後とも、このシステムが学校現場において円滑に実施されるよう適切に対処してまいります。
243	新人の教師はベテラン教師の技を学び、その成果をテストする。それを昇給決定の1つの資料とするべき。	府民から信頼される学校教育や学校運営を行うためには、教職員の資質、能力や勤務意欲の向上を図る必要があります。 教職員の評価・育成システムにつきましては、教職員の意欲・資質能力の向上と教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を一体的に図るため、規則に基づき、全ての教職員を対象に実施しているところです。評価結果の給与(昇給・勤勉手当)への反映につきましては、勤務成績に応じた給与への反映という給与構造改革の趣旨を踏まえ、平成19年度から、前年度の評価結果を昇給及び勤勉手当における勤務成績判定に活用しているところです。 今後とも、このシステムが学校現場において円滑に実施されるよう適切に対処してまいります。
244 ○	頑張っている教員はそれに見合う昇給やボーナスを与えるべき。	府民から信頼される学校教育や学校運営を行うためには、教職員の資質、能力や勤務意欲の向上を図る必要があります。 教職員の評価・育成システムにつきましては、教職員の意欲・資質能力の向上と教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を一体的に図るため、規則に基づき、全ての教職員を対象に実施しているところです。評価結果の給与(昇給・勤勉手当)への反映につきましては、勤務成績に応じた給与への反映という給与構造改革の趣旨を踏まえ、平成19年度から、前年度の評価結果を昇給及び勤勉手当における勤務成績判定に活用しているところです。 今後とも、このシステムが学校現場において円滑に実施されるよう適切に対処してまいります。
245	優秀教職員表彰制度は、その人の指導方法を他の教員に広めるためのものであるから、毎年10件以内でよいと思う。	お示しの表彰は、学校現場で多様な教育課題に取り組む、大きな成果を上げている教職員等の優れた実践を顕彰することにより、教職員等の活躍を広く周知し、教職員等の意欲、能力向上に資するとともに、学校全体の活性化を図っていくことを目的にしています。そのため、優れた成果を上げている教職員等を出来る限り多く表彰していくことが必要であると考えております。
246 ○	秀でた人を表彰するのではなく学校自体を表彰すれば教員の自信にもなり、より一層教職員の力がひきだされるのではと思います。	学校及び学校の教職員で構成するその他の組織も表彰の対象とするとされています。
247	保護者にアンケートを実施し、不適切な教員は現場からはずし研修を行うべき。	「指導が不適切な教員」の認定を正確に行うために、専門的な知識を有する者及び保護者から意見を聴くものとしています。

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
248 ○	ダメ教員は排除するとよくぞきっぱりと打ち出してくれました。早急に実現されたいです。	重点項目20に示しているとおり、教育センターや市町村教育委員会とも連携しながら、学校訪問・授業視察を行い、「指導が不適切である」教員に厳格に対応してまいります。
249	「指導が不適切な教員への対応」が示されている。このことに関してはここ数年、かなりの進歩が見られるが、府民の視線から見ると「まだまだ生ぬるい」という感を禁じ得ない。	「指導が不適切な教員への対応」につきましては、指導改善研修後も改善が見られない場合、府教育委員会が免職その他の措置を実施するなど、厳格に対応してまいります。
250	指導不適切な教員の基準が明確でない。もし、学級が荒れたら指導不適切教員のレッテルをはられるなら、課題を抱えた児童生徒を担当する教員は激減すると思う。	「指導が不適切な教員」とは、知識、技術、指導方法その他教員として求められる資質、能力に課題があるため、日常的に児童生徒への指導を行わせることが適当でない者のうち、研修によって指導の改善が見込まれる者をいいます。 具体的には、下記の状況にある者をいいます。 ①教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、学習指導を適切に行うことができない。 ②指導方法が不適切であるため、学習指導を適切に行うことができない。 ③児童等の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営や生徒指導を適切に行うことができない。
251	本プランのどこを見ても「教員配置基準」については触れられていない。危機的な財政状況の中で選択と集中が求められているように、教育にも危機的状況がある中では弾力的に教員の配置を行うべきときではないかと考える。	府教育委員会では、小学校1・2年生において、基本的な学習習慣や生活習慣を身につけるため、35人を基準とした少人数学級の編制や、児童・生徒の「確かな学力」を育むため、習熟の度合いに応じたきめ細かな指導を行なうことを目的に、小学校では3年生以上、国語・算数の2教科、中学校では全学年、国語・算数・英語の3教科を中心に習熟度別指導を進める等、教育課題に対応するための教員配置を行っています。 また、教職員の配置につきましては、各学校の学級数を基本に配分するとともに、各校が抱える教育課題の実態やその取組状況に応じて配置を行っているところです。
252	大阪府が教育日本一を目指すなら教師の給料も日本一にするべきである。	教員の給与につきましては、地方公務員法に基づく給与決定原則及び義務教育費国庫負担金の国庫基準等を踏まえ、決定しているところです。 平成20年8月からの新たな人件費削減の取組みについては、極めて厳しい財政状況の中で減債基金からの借入れや「借換債」の増発を行わず、収入の範囲内で予算を組むために、施策の見直しや歳入の確保に加え、人件費の削減に取り組まざるを得ない状況から行うこととしたものであり、給料の一律カットという手法は、府財政再建のため、府民とともに職員も痛みを分かち合うという観点から全職員に広く負担を求めることとしたものです。
253	実情に合った交通費の支給と、出張の手段を検討してほしい。	出張に対する旅費支給につきましては、経済的かつ合理的な経路による交通費を実費弁償しております。 また、職員の通勤手当につきましては、経済的かつ合理的な経路により、6ヶ月定期券額を基本として支給しております。

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
254	支援校では更に24時間生徒の世話を する教員は休む暇もありません。一般校で も修学旅行時の教員の手当てを削ることは やめて下さい。	平成20年8月の旅費制度の見直しは、財政再建の 取組の一環として実施されたものであり、教職員はもと より警察官他全ての職員に適用されておりますことをご 理解願います。 また、修学旅行等引率業務に係る教員特殊業務手 当につきましては、平成21年4月1日から国庫基準ど おり、倍増(現行1,700円/日⇒改正後3,400円/日)する こととしています。
255	P21の文言「自主的な研修」を「強制的な 研修」とするべき。	府教育センター等で多くの研修を実施するとともに、 教員の自主的な研修の支援にも努めております。
256	P109の文言「全教員の授業力の向上を 図るため、指導教諭等を活用した校内校 外での研究授業や研修を一層拡大する。」 を「全教員の学力・授業力の向上を図るた め、校内校外での研修を強化拡大する。ま た、指導教諭等を活用した研究授業等を 活発に行う。」とするべき。	授業力の中には、「教材解釈・教材開発」「児童生徒 理解・学習集団づくり」「授業計画・授業構想・授業展開」 「振り返り・授業分析・授業評価」の4つの構成要素があ り、それぞれの校種・教科等の専門性もあわせてこの4 つの要素の中に含まれると考えております。
257	P109の文言「①OJTの充実や校内研修 体制づくり」を「①OJTの充実や校内校外 研修体制づくり」とするべき。	ご指摘の箇所は「校内研修」について、記載しており ます。
258	P109の文言「②府教育センターの機能 強化」を「②府教育センターの機能強化と 活用」とするべき。	校外研修に関する記述ですので、実施主体である 「府教育センターの機能強化」とさせていただきます。
259	P110の文言「配置した首席や指導教諭 を活用して授業研究を充実するなど校内 研修やOJTを計画的に実施する。」を「府 教育指導センターの指導を受けながら配 置した首席や指導教諭をOJT等の研修を計 画的に実施する。」とするべき。	ご意見の趣旨は、重点項目16の中に盛り込ませてい ただいております。
260	P117の文言「特別選考により」を「特別 選考と研修を行って」とするべき。	特別選考により、民間人や行政経験者から管理職に 採用した者に対しては、学校に配置するまでの一定の 期間、管理職として必要な基礎的知識及び技能につ いての研修を行うとともに、学校の実情についての理解を 図っております。
261	P117の文言「指導・育成に努めるととも に、条件付採用期間制度の趣旨を踏まえ 厳格に対応する。」を「計画的に指導・育成 に努める。」とするべき。	新規採用教員については、指導・育成に努めるととも に、条件付採用期間制度の趣旨を踏まえ、厳格に対応 するよう取り組んでまいります。
262	P10の文言「教員の力を高めるととも に、指導が不適切な教員を現場からはずし ます。」を「教員の授業力・教育力を強化し高 め、また、児童生徒に豊富な教材を与 える。」とするべき。	教員の力については、評価・育成システム等を有効 に活用しながら、すべての教員の力を最大限に引き出 す仕組みづくりを進めるよう取り組んでまいります。

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
263	P20の文言「さらに平成19年度からは、～改善・充実を図る必要がある。」は削除するべき。	府民から信頼される学校教育や学校運営を行うためには、教職員の資質、能力や勤務意欲の向上を図る必要があります。 教職員の評価・育成システムにつきましては、教職員の意欲・資質能力の向上と教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を一体的に図るため、規則に基づき、全ての教職員を対象に実施しているところです。評価結果の給与(昇給・勤勉手当)への反映につきましては、勤務成績に応じた給与への反映という給与構造改革の趣旨を踏まえ、平成19年度から、前年度の評価結果を昇給及び勤勉手当における勤務成績判定に活用しているところです。 今後とも、このシステムが学校現場において円滑に実施されるよう適切に対処してまいります。
264	頑張っているのは教員だけではない。「教員の力」を「教職員の力」としてほしい。	府内の公立学校では、50歳以上の教員が半数を占め、今後10年間を見通すと、教員の半分は新たな人材となり、年齢構成が大きく若返ることが見込まれている。このようななか、すべての教員の力を向上させるとともに、その力が最大限に発揮されるような仕組みづくりが喫緊の課題となっていることから、「教員の力」としております。

<基本方針6>

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
265	学校教育自己診断は、あまり意味がない。職員会議や教職員会議による自由闊達な話し合いのほうが大切。	学校教育自己診断は、学校教育活動が児童生徒の実態や保護者・地域住民の学校教育に対するニーズ等に対応しているかどうかについて、学校自らが診断票(診断基準)に基づいて学校教育計画の達成度を点検し、学校教育活動の改善のための方策を明らかにするものとして実施しております。
266	学校は管理職主導で運営されるべきではなく、管理職は教員をサポートすること、学校に向けられる外部の意見への対処を行うべき。	学校教育法に、「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」と規定されており、校長は学校における最高責任者として、校務を所属職員に分担させ、その校務が適切に行なわれるよう、所属職員を監督するものがあります。学校教育目標を実現するためには、校長を先頭に教職員が一丸となって組織的に教育活動を推進していく必要があり、校長が適切にリーダーシップを発揮することが重要であると考えております。
267 ○	現在でも超多忙な教員の業務の解消を求める。	府教育委員会では、教員が子どもと向き合う時間を重点項目23の「教職員の業務負担の軽減」に示しているとおり、教員が子どもと向き合う時間を確保するため、「教職員の業務負担軽減に関するプロジェクトチーム」を設置し、各種通知・調査の精選や学校運営改善に関する事業を実施しており、今後とも、学校における業務見直しや効果的な施策の検討を行ってまいります。
268 ○	教職員の業務負担の軽減について、現場教員の業務実態を調査してほしい。	重点項目23の「教職員の業務負担の軽減」に示しているとおり、教員が子どもと向き合う時間を確保するため、「教職員の業務負担軽減に関するプロジェクトチーム」を設置し、各種通知・調査の精選や学校運営改善に関する事業を実施しており、今後とも、学校における業務見直しや効果的な施策の検討を行ってまいります。

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
269	先生方が子ども達と元気に向かい合えるよう、少しでも先生方の軽減になるような人員配置をお願いします。	教職員の配置につきましては、固定数の確保に努めるとともに、各校が抱える教育課題の実態やその取組状況に応じて配置を行っているところです。 また、教員が子どもと向き合う時間を確保するため、ICT 機器の活用による情報の共有化や教員の事務負担の軽減を進めるとともに、府教育委員会に設置している「教職員の業務負担軽減に関するプロジェクトチーム」において、学校における業務の見直しや効果的な施策の検討を行っています。
270	学校事務を共同で処理する組織を作り処理業務を集中させる。各校は学校経営に参画するスタッフとして、また、一定判断を要する業務や教員が行っている会計事務、報告事務、その他の事務について学校事務職員を活用すべき。	学校事務を効率的に運営するための方策として、事務の共同実施をモデル的に実施しているところです。
271 ○	学校へ降りかかっている様々な仕事を精査して、授業と子どもへ最大限に力を注げるようにして欲しい。	重点項目23の「教職員の業務負担の軽減」に示しているとおり、教員が子どもと向き合う時間を確保するため、「教職員の業務負担軽減に関するプロジェクトチーム」を設置し、各種通知・調査の精選や学校運営改善に関する事業を実施しており、今後とも、学校における業務見直しや効果的な施策の検討を行ってまいります。
272	教員が子どもとふれあう時間を確保するために、働きたいお母さんがあるバイトで学校に入れ、テストの採点や授業の準備を手伝ってもらいたいと思う。	保護者をはじめとして地域の方に学校を支援していただくことは大阪の教育力を高めるために重要なことであると考えています。そのため、放課後学習の支援や学校支援地域本部の活動等を通じて出来る限り多くの方に支援をいただきたいと考えております。 また、府教育委員会では、教員が子どもと向き合う時間を確保するため、「教職員の業務負担軽減に関するプロジェクトチーム」を設置し、各種通知・調査の精選や学校運営改善に関する事業を実施しており、今後とも、学校における業務見直しや効果的な施策の検討を行ってまいります。
273	学校の公簿(出席簿等)を精査して欲しい。	府教育委員会では、教員が子どもと向き合う時間を確保するため、「教職員の業務負担軽減に関するプロジェクトチーム」を設置し、各種通知・調査の精選や学校運営改善に関する事業を実施しており、今後とも、学校における業務見直しや効果的な施策の検討を行ってまいります。

<基本方針7>

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
274 ○	登下校時にPTAだけではなく、地域の有志の方や健康な熟年の方に協力してもらいたい。	ご意見の趣旨は、重点項目24、26の中に盛り込ませていただいております。登下校時の安全確保については、PTAのみならず、地域の実情に応じて、地域の方、高齢者の方にもご協力いただいているものと考えております。

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
275 ○	「安心で安全な学びの場」をつくるという観点から学校に地域の人が利用できる部屋をつくるべき。	「安心で安全な学びの場」をつくるためには、地域の方のご協力が必要であると考えており地域人材の学校での居場所づくりについては、重点項目26の「学校を支援する取り組みの推進」の中に記載させていただいております。現在でも学校、地域の実情に応じて取り組みがすすめられていると考えておりますが、平成17年度より実施してまいりました学校安全に関する補助制度を、地域の事情に応じて柔軟に対応できる交付金化につきましても検討を行っているところです。
276	府立の学校への校舎管理・安全対策に関して具体的な対策を求めます。	府立学校におきましては、学校独自の危機管理マニュアルの作成や防犯訓練の実施等、学校の安全確保に向けた取り組みを行っております。また、機械警備により、夜間・休日における校舎管理のほか、朝夕の門扉開閉業務を民間の警備会社へ委託するとともに、府立の支援学校においては、昼間、シルバー人材センターの受付要員を配備し、不審者等のチェックを行っているところです。今後とも、校舎管理・安全対策については、教職員等をはじめ、その安全管理に努めてまいります。
277 ○	市と府が協力して安全な建物で生徒たちが勉強できるようにするべき。	ご意見の趣旨は、重点項目25の中に盛り込ませていただいております。学校施設の改修や耐震補強などの安全確保については、多額の経費が必要となることから、これまでからも国に対して必要な財源措置や補助金等について要望してきております。 特に、地震に対する耐震化については、早急な対応が求められており、計画的な改修工事を実施するとともに、今後とも市町村と協力し、国に働きかけてまいります。
278	各市町村に対し、改修・改善に際して校内のガラスを割れにくく、割れてもそれで怪我をしないようなガラスを導入させるよう強く働きかけてほしい。	学校施設の安全確保については、これまでからも設置者において適切に対応するよう働きかけてきたところであります。ガラス等の安全対策については、平成20年度より、国の補助金の対象事業(1/3補助)となったほか、耐震補強事業等の関連工事(非構造部材として(1/2補助内))として新たに補助対象として取り扱うことをなっており、市町村に対し十分配慮するように働きかけてまいります。
279	P24の文言「平成23年度までに着手、」を「平成23年度までに着手、平成25年度までに完成」とするべき。	府立高等学校の耐震化については、「府有建築物耐震化実施方針」に基づき耐震改修を実施しております。その中で1s値0.3未満の建物については、平成23年度までに着手することとされており、それに基づいて計画的に実施するものです。

<基本方針8>

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
280 ○	「家庭」「地域」が崩壊している場合の対策についても検討をおこなうべき。	重点項目26の中において、地域活動の核となる新しい人材の育成や多様な活動団体との連携について記載させていただいております。
281 ○	地域の有志の方や健康な熟年の方に昔の遊びを子供たちに教えてもらう時間を作るべき。	ご意見の趣旨は、重点項目28の「放課後等の子どもたちの体験活動や学習活動等の場づくり」の中に盛り込ませていただいております。

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
282 ○	学校をもっとオープンするべき。	子どもをすこやかにはぐくむためには、学校は自校の課題、子どもの様子について保護者や地域の方と認識を共有し、連携して取り組んでいく必要があると考えております。家庭、地域との連携の取組みにつきましては、重点項目26の中に盛り込ませていただいております。
283	生徒が学校の近くの社会教育施設で無償でクラブ活動ができないものか。	お示しの社会教育施設の活用については、引き続き、学校教育と社会教育が連携した取組みの促進に努めます。
284 ◎	子どもの躰や教育は、学校だけでも家庭だけでも無理です。学校・家庭・地域社会の三位一体で育てる必要があると思います。	ご意見の趣旨は、重点項目26の「子どもたちの生活リズムにむけた取組みの推進」に、「学校・家庭・地域が連携して、子どもたちの生活リズムの確立に向けた取組みを推進する。」という文言の追加として盛り込みました。
285	「おおさかまなび舎事業」「学校支援地域本部」「放課後子ども教室」を一本化すべき。	お示しの3事業については、学校・家庭・地域及び関係機関が一体となって子どもをはぐくむ「教育コミュニティづくり」の一環として、連動した取組みとしてまいりたいと考えております。
286 ○	地域の学校がどういう課題で困っているのか、具体的に発信してくれないと協力したくても協力の方法がわからない。	子どもをすこやかにはぐくむためには、学校は自校の課題、子どもの様子について保護者や地域の方と認識を共有し、連携して取り組んでいく必要があると考えております。家庭、地域との連携の取組みにつきましては、重点項目26の中に盛り込ませていただいております。
287	「学校支援地域本部」事業については地域ボランティアを一学校だけのものとするのではなく、中学校区単位、市町村単位、府内全域の『財産』と位置付けるべきである。	お示しの地域ボランティアについては、単発の活動から継続した活動に関わっていけるよう、中学校区や市町村単位で人材バンクを設立するなどの先行事例の周知を図ることにより、より広がりのある取組みとなるよう努めてまいります。
288	「すこやかネット」の活動規模の縮小は、事業主体である府教委が地域ごとの温度差や意識を勘案することなく一律的に予算を配分するなど、予算執行を行う上でもっとも安易な方法を取り、脆弱な地域力を高める努力を怠ったからだ。	「すこやかネット」活動に対する府の補助については、平成19年度をもって終了しましたが、各地域では、市町村の支援や自主財源の確保、他の助成金等の活用などを工夫し、引き続き活動を進めていただいていると考えております。
289	本気で地域教育活動を推進するならば、人材育成とともに中学校区に1人それを専任とする人員が必要と思う。	人材育成については、これまでに約1000人の地域コーディネーターの養成を行っており、平成20年度からは、国の「学校支援地域本部事業」を活用しての人材育成に努めております。また、本事業においては、学校と地域のつなぎ役となる学校支援コーディネーターを各中学校区に配置することができることとなっております。
290	子どもの読書活動について。国際児童文学館を読書活動推進の拠点として活用すべき。	大阪維新プログラム(案)の実現に向けた検討を進め、子どもの読書振興を図ってまいります。
291 ○	家庭の問題は難しいが、学校は子どもの様子を家庭にしっかりつたえていくしかない。	子どもをすこやかにはぐくむためには、学校は自校の課題、子どもの様子について保護者や地域の方と認識を共有し、連携して取り組んでいく必要があると考えております。家庭、地域との連携の取組みにつきましては、重点項目26の中に盛り込ませていただいております。

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
292 ○	しんどい家庭の保護者はコミュニケーションが難しく、とても現在の地域支援の枠には入るような感じではありません。そんな家庭をどう支援していくのが必要。	ご意見の趣旨は、重点項目27の「多様な家庭教育(子育て)支援の一体的な取組みの推進」の中に盛り込ませていただいております。
293 ○	PTAや学校協議会の育成も重要であると思う。	ご意見の趣旨は、重点項目26の「社会全体で子どもたちをはぐくむ環境づくりを推進」の中に盛り込ませていただいております。
294 ○	家庭と地域が担う子どもの教育の分野は主にすることは、子どもの人格を育むこと、衣食住を基礎に生活に必要な知識教養を身に付けさせることである。学力向上養育はその次でいい。	ご意見の趣旨は、重点項目26の「子どもたちの生活リズムの確立に向けた取組みの推進」の中に盛り込ませていただいております。
295	P153の文言「自然体験等」を「自然観察体験等(動植物の分類だけでなく、その生き様も知り、感嘆するような)」とするべき。	読書活動と様々な体験活動が関連性を持って行われることにより、互いに好影響を及ぼすものと考えております。「観察」も自然体験等の一つではありますが、それ以外の活動も広く含める意味で、このような表現とさせていただきます。
296	P27の文言「子どもの学び・育ちの原点」を「子どもの学び・育ちの重要な原点の一端」とするべき。	ご意見の趣旨も踏まえて、家庭の役割の大切さを明確にするため、このような表現とさせていただきます。

<基本方針9>

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
297	基礎学力を高め、自分の能力に対して自信を持てる状態になれば、自然に夢をはぐくまれる。	子どもたちが夢をはぐくみ、実現していくためには、基礎学力の定着が必要であると考えております。ご意見の趣旨は、今後の取組みの参考とさせていただきます。
298	自尊感情が低いのは、才能があるのに学校教育の低さのため、学力が伸びず、自分には能力がないと錯覚してしまうからだと思う。	子どもたち一人ひとりのもつ可能性を引き出すことができるよう、教員研修等を通じて教員の資質向上や授業力の向上を図ってまいります。
299	全教員にキャリア教育の基礎研修を実施するべき。	教員に対するキャリア教育の研修につきましては、初任者全員を対象とした初任者研修等で実施しておりますが、平成17年度から「キャリア教育育成推進事業」におきまして、キャリアカウンセリング基礎講座の研修を3年間にわたって実施しました。平成21年度からは、教員対象のキャリア教育研修を新たに実施する予定です。
300	夢や希望をはぐくむために教材を開発するとあるが、夢や希望は教材からではなく、現実から抱くものではないかと思う。	子どもたちが夢や希望をはぐくむためには、専門的な分野で活躍されている社会人の方の話を聞いたり、卓越した技術に触れるなどの実体験が大切であると認識しております。教材につきましては、自分の将来が具体的にイメージできるような内容になるよう工夫を図ってまいります。
301 ○	年齢に応じた「ソーシャル・スキル・トレーニング」を、授業で取り入れるべき。	ご意見の趣旨は、重点項目34の「いじめ等生徒指導上の課題対応と問題解決力育成の推進」の中に盛り込ませていただいております。
302 ○	おかしな悪平等がはびこっていると思います。それぞれの「らしさ」「個性」を大事にしてあげて欲しいです。	ご意見の趣旨は、重点項目30の中に「自他の尊厳や価値、文化や習慣等の違いを尊重できる効果的な取組みを実践・推進します」として盛り込ませていただいております。

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
303	大阪の子供達に、大阪の歴史や文化をしっかりと教えるべき。	大阪の文化や歴史については、小・中学校の社会科学、高校の日本史等において、国の学習指導要領に基づき、適切に扱っていると考えております。ご意見の趣旨は、今後とも重点項目 33 において推進してまいります。
304 ○	人権教育では同和教育のみになることのないようにすべき。	ご意見の趣旨は、重点項目 30 の「人権教育の推進事業概要」の「注」において、「人権についての正しい理解を図り、子ども、同和問題、男女平等、障がい者、在日外国人に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進する」として盛り込ませていただいております。
305 ◎	人権に関する知識理解の前に人間についての知識が必要。	ご意見の趣旨は、重点項目 30 に「自他の尊厳や価値、文化や習慣等の違いを尊重できる効果的な取組みを実践・推進します」として盛り込みました。
306	小学校の外国語活動に際しては、会話重視としコミュニケーション能力を高めるべき。	小学校における外国語活動は、コミュニケーション能力の素地を養うことを目的に取り組んでまいります。
307	渡日児童生徒への支援の際には、保護者も対象にするべき。	帰国・渡日児童生徒への支援につきましては、府立学校においては、生徒への日本語・母語指導や保護者懇談通訳等をおこなう教育サポーターを派遣しております。また、小学校入学前の保護者を対象に就学のための説明会の開催や、高校進学に向けた多言語による進路ガイダンス等を実施し、保護者等にも参加いただいております。さらに、6言語による生徒、教員、保護者向けのサポート情報や進路情報を、ホームページ等を活用し提供しているところです。今後も引き続き、児童生徒及び保護者等への支援に取り組んでまいります。
308	「人権教育の推進」に「大阪への偏見について」を入れるべき	人権教育の推進にあたっては、自他の尊厳や価値、文化や習慣等の違いを尊重できることが重要であるとと考えております。
309 ○	学校図書館の充実と読書活動の推進を求め。	学校図書館の充実と読書活動の推進につきましては、重点項目31の中で取り組んでまいります。
310	学校図書館を活性化するために、学校側にきちんとした目標・方針があり、教育・図書のプロフェッショナルである職員がいるべき。	学校には、司書教諭を配置することとなっております。その学校図書館の専門的職務を掌らせるための国の定数措置はなされておりましたが、教諭などをもって充てると定められております。
311 ○	あいさつに加え、何を会話にしたらよいか生徒間で練習させる授業をするべき。	スキルとしてだけのコミュニケーション能力の育成ではなく、心の醸成も含めたコミュニケーション能力を重点項目 29 の「志や夢をはぐむ教育」「道徳教育」において推進してまいります。
312	「こころの再生」府民運動について、あいさつ運動は一定の効果があると思うが、スローガンの押し付けは行政がすべきではない。	「こころの再生」府民運動の取組みは、それぞれの学校や地域が主体的に取り組んでいただくものであると考えております。「あいさつ」の取組みについては、統一のキャッチフレーズがあるほうが取組みやすいとの声もあり、「あい言葉」とロゴマークを策定いたしました。今後とも、本運動を通じて、「あいさつ」の大切さなどを呼びかけてまいります。

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
313	地域において、スポーツクラブに所属する者も多い。スポーツ団体の指導者の方々にお願いし、子どもの人格養育に協力してもらおうべき。	スポーツは、子どもたちの心身の健全な発達を促し、自己責任やフェアプレイの精神を培うものであります。スポーツ少年団では、(財)日本体育協会公認のスポーツ指導者を中心に指導にあたっており、子どもたちの健全育成に大いに貢献いただいています。また、大阪府では、大阪体育協会の主催の下、スポーツ少年団指導者の研修会を開催し、指導者の資質・指導力の向上に努めています。
314	学芸員等の出前授業は、子どもたちの調べ学習を促すものとするべき。	小・中・高校等への出前授業は、文化財や博物館資料等の実物を教材として、学芸員等の文化財専門職員が授業を行います。この授業を通して、児童・生徒に地域の歴史や文化財について、実物にふれて体感する学びの機会を提供すると共に、郷土への誇りや大阪の伝統や文化を尊重する心をはぐくみ、子どものアイデンティティ形成等にも積極的に寄与することをめざしています。
315 ○	府立高校においても芸術教育を行うべき。	ご意見の趣旨は、重点項目 33 の「文化・芸術に触れる機会の推進」の中に盛りもませていただいております。
316 ○	子どもに大阪の伝統芸能に触れさせるべき。	ご意見の趣旨は、重点項目33の中に盛り込ませていただいております。子どもたちが大阪の伝統芸能に触れることは大切であると考えております。この学習を通して、児童・生徒に地域の歴史や文化財について、実物にふれて体感する学びの機会を提供すると共に、郷土への誇りや大阪の伝統と文化を尊重する心をはぐくみ、子どものアイデンティティ形成等にも寄与することをめざしてまいります。
317 ○	子どものころをはぐくむためには、芸術的なものを体感させたり、障がい者や高齢者や保育園児と触れ合う機会を作るといいと思う。	ご意見の趣旨は、重点項目2、28、33の中に盛り込ませていただいております。ご意見のような取組みは、現在、多くの学校で実施されておりますが、今後も、推進してまいります。
318	国際児童文学館が重要な教育資源として活用されることを希望します。	中央図書館に移転することにより、現在の府の厳しい財政状況の中で、国際児童文学館が所蔵する約70万点の図書資料を確実に保存・活用し、子どもの読書振興と府民利用の向上を図ってまいります。
319	P173 の文言「遣隋使等の出発の地となった」を「遣隋使等の出発の地となり、朝鮮、中国吏員の上陸のちとなった」とするべき。	ご指摘の箇所につきましては、全体調整作業の中で、文章を簡略化する表現に統一する観点から、削除させていただきます。
320	P173 の文言「郷土への誇りや大阪の伝統や文化を尊重する心をはぐくみ、」を「大阪の伝統や文化、郷土への誇りを実地に知り、尊重する心をはぐくみ、」とするべき。	大阪の多様な文化財を地域に根ざした教育資源として、より積極的に活用するため、小・中・高校等に対して、「学芸員等による出前事業」、「文化財の実物資料を授業等で活用するための資料パッケージの貸し出し」、「学芸員等が見所を教える史跡や重要文化財建造物などを巡る校外学習」を実施します。これらの事業を通して、郷土への誇りや大阪の伝統や文化を尊重する心をはぐくみ、子どものアイデンティティ形成等にも積極的に寄与することをめざしています。
321	P156 の文言「人間性」を「人格と教養・学力」とするべき。	この箇所の文言は、学校教育審議会答申文の4(1)アにおいて、「豊かな人間性」が子どもたちに身に付けさせたい力として取り上げられていることを踏まえたものです。
322	P162 の文言「男女平等、障がい者」を「男女平等、夫婦平等、障がい者」とするべき。	「夫婦の平等」につきましては、「男女平等」の中に含めております。

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
323	P28 の文言「少子化が進展する中で、家庭の」を「少子化が進展する中で、親の教養低下、共働き、テレビの見すぎ等、家庭の」とするべき。	ご意見の表現については、家庭や保護者の具体的な状況に限定されておりますので、広く課題のある状況を捉える意味で、現行の表現とさせていただきます。

<基本方針10>

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
324 ○	暴力、いじめ、不登校については、理由原因を明らかにして適切な対応を行うべき。	生徒指導上の問題行動等への対応についてのご意見の趣旨は、重点項目34の「児童生徒への指導・支援体制の充実」において、学校における組織的な対応の充実、小・中学校、関係機関等による連携ネットワークシステムの構築として盛り込ませていただいております。
325 ○	心配な生徒は警察や中学校・高校の生徒指導教諭が協力して、広い地域で見守るネットワークが必要。	ご意見の趣旨は、重点項目7の「生徒支援体制の充実」の中に盛り込ませていただいております。
326	児童生徒の携帯電話普及率も高まっている。常に持ち歩いている携帯で楽しみながら知識を身につけさせることがいいと思う。	大阪府では小・中学校への携帯電話の持ち込みを原則禁止しております。従いまして、学校において携帯電話を活用した学習活動は、考えておりません。
327 ○	悪いことをしたらそれ相応に罰することが大切です。	ご意見の趣旨は、基本方針10の中に盛り込ませていただいております。
328 ○	「悪いことは、悪い」という理念を教え込む必要がある。	ご意見の趣旨は、基本方針10の中に盛り込ませていただいております。
329	小学校へのスクールカウンセラーの設置に要する費用は、生徒の経済的支援に回す方が効果的。	スクールカウンセラーにつきましては、大阪市、堺市を除く府内全中学校291校に週1回6時間、年35回の配置をしております。 府教育委員会といたしましては、スクールカウンセラーの配置は、カウンセリングを通した心のケアが図られ、不登校及び問題行動の未然防止等に大きな効果をあげており、また、早期対応の観点から小学校での活用についても有効であると認識しております。 今後とも、中学校はもとより、校区小学校にも派遣し活用するよう努めてまいります。
330	児童・生徒に怪我をさせなければ、生徒指導上の体罰は容認されるのではないか。	生徒指導において、基本方針10の中で示しているように、指導基準の明確化、毅然とした指導は重要であると考えておりますが、体罰については法律で禁止されており、許されるものではないと考えております。
331	責任を持って行動できる大人に育てるという項目はもっと前のほうに記載するべき。	基本方針の順序は優先順位を表すものではありません。お示しのとおり「責任を持って行動できる大人に育てる」という方針は非常に重要だと考えております。
332 ○	教育の諸問題は、努力、忍耐、礼儀を身につけ、人格を人から認められたら解決すると思う。	ご意見の趣旨は、重点項目29の「志や夢をはぐくむ取組みの推進」や重点項目30の「道徳教育の充実」において、具体的な取組みを行ってまいります。
333 ○	教育は18才までに責任ある大人に育て、生徒は高校卒業すると同時に家から出る。これが実現すれば素晴らしい大阪になると思う。	ご意見の趣旨は重点項目7の中に盛り込ませていただいております。

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
334 ○	メディアリテラシー教育の充実が必要。	ご意見の趣旨は、重点項目35「情報教育の推進」の中に盛り込ませていただいております。小中学校におきましては、情報機器を活用した授業やメディアリテラシー、情報モラル等の授業を実施し、子どもたちに「情報活用の実践力」「情報の科学的理解」「情報社会に参画する態度」といった情報活用能力を身に付けさせていきます。また、高校では、教科「情報」において、情報社会に積極的に参加し、主体的に判断し、行動する態度を育成してまいります。
335	校庭の芝生化の費用は、生徒の経済的支援に回す方が効果的。	校庭の芝生化については、緑化の推進や、ヒートアイランド対策、さらには子どもたちが屋外で体を動かして遊ぶなどの活動的な行動を引き起こす効果などがあることから、今年度は従来の規模で実施することとし、21年度以降は拡充することとしております。また、維持管理につきましては、地域のボランティア人材の協力をいただき、できるだけ経費をかけずにおこなっていただきたいと考えております。
336 ○	P31(重点項目34)に「人格・教養の育成に努めるとともに、児童生徒が自分と自分たちに自信をもって生活できるくらいの学力を身に付けさせるよう努力します。」を追加すべき。	ご意見の趣旨は、基本方針1のリードの文章及び重点項目1及び2に盛り込まれております。
337	「基本方針10」は「責任を持って行動できる大人に育つよう助力します」とすべき。	家庭と共に育てるという主旨で、主体的な表現にしております。

<その他>

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
338	教育委員会は知事の言いなりになるな。	府教育委員会では、教育委員が中心となって、子どもたちをこれからの変化の激しい社会を力強く生き抜き、次代を担う大人に育てていくため、様々な施策を展開しているところです。今後とも、必要に応じて知事部局とも連携しながら、具体的な取組みを進めてまいります。
339	教育委員は可能な限りの府民の要望や声を聞いていただきたい。	『「大阪の教育力」向上プラン』の策定にあたりましては、9月24日から11月30日まで行いましたパブリックコメントのほか、ネットパルや10月と11月に開催した府民討論会などを通じて、府民の方々からのご意見をいただきました。また、市町村教育委員会など関係者との意見交換会などを行ってきたところです。
340	高校(大学)までの授業料の無償化してください。	第169回国会で「高校教育無償化法案」が提出されるなど、国でも様々な議論がなされており、国の議論の推移を見守ってまいります。
341	家庭への経済的な援助が必要。就学援助金や授業料減免の充実を図るべき。	就学援助制度は、その認定等につきましては市町村教育委員会において実施されていますが、府としましては、国に対し、市町村教育委員会が実施する就学援助事業に対して十分な補助がなされるよう補助単価の増額及び制度の充実について要望しているところです。また、授業料減免制度については、府民に対する公平・公正な制度とするため、平成18年度に再構築したところであり、御理解いただきたいと考えております。

	ご意見(要約)	府教育委員会の考え方
342	国際児童文学館は、移転ではなく完全廃館にして、毎年、経費としてかかっていた2億円を遺児家庭、母子・父子家庭、低所得者家庭の教育支援に回すべき。	国際児童文学館につきましては、所蔵する約70万点の図書資料を確実に保存・活用し、府民利用の向上と子どもの読書振興を図るために、中央図書館に移転するものです。また、支援が必要な子どもたちに対しましては、行政として、しっかり支えていくことも重要であると認識しており、市町村との役割分担のもとで、引き続き、子どもたちの個々の状況を踏まえた取組みを進めてまいります。
343	教育基本法第1条は国家及び社会の形成者であるが、形成者になることは目的ではない。	大阪の子どもたちにはぐくみたい「力」においては、社会の形成者となった際に子どもたちに身につけておいてほしい力という視点で「社会を創っていく態度」をあげております。
344	大阪府立大学改革を行うべき。	関係部局にご意見の趣旨をお伝えしました。
345	市役所福祉課の職員の接し方を良くしてほしい。	ご意見として承りました。
346	私学補助金を一方的に削減される一方で「公立学校教育への信頼に向けて」という名のもとに取組みが行われるのは、不当であると思う。	公立と私立が連携しつつ、さらにお互いが切磋琢磨しながら、大阪の教育を充実させていきたいと考えております。
347	私立と公立の公費支出の格差是正をすべきである。	公立と私立が連携しつつ、さらにお互いが切磋琢磨しながら、大阪の教育を充実させていきたいと考えております。